事　務　連　絡
令和２年９月９日

都道府県水道行政担当部（局）殿
厚生労働大臣認可水道事業者殿
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

地方公共団体の公共工事における平準化の取組及び部局間連携の推進について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き御礼申し上げます。

公共工事の施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年６月、「新・担い手３法」により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、建設業の働き方改革を促進する観点から、地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところであり、適正化指針において、工期１年に満たない工事における債務負担行為の設定や速やかな繰越手続の実施等を講じることとされています。

この度、総務省及び国土交通省から、地方公共団体における平準化の取組は一定の進展が見られつつある一方、債務負担行為の設定状況等の平準化の取組には遅れも見られるところであり、その要因・課題の一つとして、各地方公共団体の土木部局以外の部局による取組を推進する必要性が挙げられているとの指摘がございました。

そのため、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）におかれましても、水道施設の工事発注等に当たっては、関係部局等との連携・協力のもと、適正な工期が確保されるよう平準化の取組にご配慮いただくようお願いいたします。

また、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の地方公共団体が経営する水道事業者等への周知をお願い申し上げます。

総行行第２２６号
国不入企第１２号
令和２年９月３日

関係省庁主管担当課長　殿

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

地方公共団体における土木部局以外の部局による
平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）

公共工事の施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年６月、「新・担い手３法」により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、建設業の働き方改革を促進する観点から、地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところであり、適正化指針において、工期１年に満たない工事における債務負担行為の設定や速やかな繰越手続の実施等を講じることとされています。

これを受けて、総務省及び国土交通省では、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年１０月２１日付け総行行第２１５号・国土入企第２６号。以下「要請通知」という。）（別紙１）において、債務負担行為の活用等、平準化の取組について具体的な取組の実施を各地方公共団体に対して要請するとともに、地方公共団体における取組の取りまとめ・「見える化」(注)の公表や、事例の紹介等、累次の取組を講じてきたところであります。

これにより、地方公共団体における平準化の取組は一定の進展を見つつあるところですが、先般の「見える化」の公表において、債務負担行為の設定状況等の平準化の取組には遅れも見られるところであり、地方公共団体へのヒアリング等において、そ

の要因・課題の一つとして、各地方公共団体の土木部局以外の部局による取組を推進する必要性が挙げられているところです。

地方公共団体における平準化の取組の推進については、先述のとおり、要請通知により都道府県知事等に対して要請しているところでありますが、もとより平準化は、年間を通じた工事量の安定による技能者の処遇改善とともに、発注担当職員等の事務作業の負担軽減や働き方改革、公共工事の品質確保にも資するものであることから、これらにも留意の上、貴職におかれても、要請通知の趣旨を踏まえ、地方公共団体において貴職が関係する発注担当部局あてに、当該発注担当部局による平準化の取組及び部局間における連携が図られるよう、周知徹底を図るようお願いします。

なお、地方公共団体における平準化の取組事例を共有するため、国土交通省において令和２年４月に作成・公表した「地方公共団体における平準化の推進—さしすせそ事例集【第４版】」（別紙２）をご案内致しますので、参考にしていただきますようお願いします。

（注）「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果を踏まえて各地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を公表した「地方公共団体における平準化の状況」（令和２年４月）

（別紙１）

総 行 行 第 ２ １ ５ 号
国 土 入 企 第 ２ ６ 号
令和元年１０月２１日

各 都 道 府 県 知 事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各 指 定 都 市 市 長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総　務　大　臣

国 土 交 通 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号。以下「公共工事品質確保法」という。）等を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

公共工事の入札契約を巡っては、バブル崩壊以降、建設投資の減少や競争の激化がダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等を招き、地域の建設業者の疲弊や下請業者へのしわ寄せが生じました。このため、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著となり、将来における公共工事の担い手が不足することが懸念される状況となりました。また、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念されます。加えて、公共工事は年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中する傾向があり、その結果、公共工事に従事する者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることが懸念されます。

このため、建設業における働き方改革の推進や生産性向上への取組等を図る観点から、本

年６月５日に建設業法（昭和２４年法律第１００号）及び入札契約適正化法が改正され、９月１日に入札契約適正化法第１７条の改正部分等が施行されたところです。また、６月７日に公共工事品質確保法が改正され、６月１４日に施行されたところです。これらの改正を受け、１０月１８日には、公共工事品質確保法第１０条に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成１７年８月２６日閣議決定。以下「基本方針」という。）の一部改正とともに、別添のとおり入札契約適正化法第１７条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定。以下「指針」という。）の一部改正が行われたところであり、各発注者は、入札契約適正化法第７条及び第８条の規定による情報の公表を適切に行うとともに、入札契約適正化法第１８条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、入札契約適正化法及び改正後の指針の趣旨を踏まえ、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、入札契約適正化法第２０条第２項に基づき、以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対して、入札契約適正化法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。また、所管の法人（市区町村管内のものを含む。）に対する入札契約適正化法及び改正後の指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らい下さい。

また、上述の基本方針の一部改正においては、発注関係事務の適切な実施のための発注者の責務について一部改正されたため、参考までに添付します。

なお、指針及び基本方針は本日付けで官報に告示されておりますので、ご留意ください。

Ⅰ．緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、入札契約適正化法第１８条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼を確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

１．災害復旧等における入札及び契約の方法

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められることから、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、公共工事品質確保法第７条第１項第３号や指針に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択すること。

２．施工に必要な工期の確保

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休２日の推進など、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、良質な社会資本等の整備を通じて最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、工期の設定に当たっては、指針に定めるところに従い、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮すること。

また、今後、建設業法第３４条に基づき中央建設業審議会において工期に関する基準が作成される予定であるが、適正な工期の確保の重要性に鑑み、当該基準への適合についても確認の上、適正な工期での発注に努めること。

なお、公共工事の発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。

併せて、入札契約適正化法第１１条において、公共工事を受注した元請負人が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、当該公共工事の発注者は、当該元請負人の許可行政庁等にその事実を通知しなければならないこととされている点に留意すること（令和２年１０月１日より施行）。

３．施工時期の平準化

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が１年以上の公共工事のみならず工期が１年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

各地方公共団体におかれては、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

なお、今後、施工時期の平準化については、各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗状況及び施策の取組状況について適時調査を行い、他の団体と比較できるよう公表するとともに、取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施するなど、平準化に向けて積極的な取

組を促進することとしているので留意されたい。

４．情報通信技術の活用

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像などの情報通信技術や三次元データの活用、新技術の導入等の推進を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やＩＳＯ９００１認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

Ⅱ．継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、Ⅰ．に掲げる事項のほか、入札契約適正化法第１８条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

１．適正な予定価格の設定

入札契約適正化法においては、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており（入札契約適正化法第１条）、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。また、公共工事品質確保法においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけているところである（公共工事品質確保法第７条第１項第１号）。

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和２５年２月２１日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めること。

特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第７条第１項第１号の規定に違反すること、予定価格が財務規則等により

取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来たすとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、「予定価格の適正な設定について」（平成２７年４月２８日付け総行行第８６号・国土入企第１号）及び「公共工事の円滑な施工確保について」（平成２８年１月２２日付け総行行第１９号・国土入企第１５号）等により繰り返し要請したとおり、厳に行わないこと。

これらを踏まえ、地方公共団体の長は、予定価格の設定について、必要に応じた見直しを直ちに行うこと。

なお、今後も、歩切りについては、その実態を適時調査する予定であり、調査の結果、例えば、追加工事が発生した場合に備えて予算の一部を留保することで変更契約を円滑に行うため、予め設計書金額に相当程度の一定率を乗じて予定価格とするなどの疑わしい地方公共団体に対しては、個別に聴取を行い、必要に応じ個別発注者名を公表すること等により改善を促進することとしているので、承知おかれたい。

２．ダンピング対策の強化

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。

また、入札契約適正化法においては、建設業者に、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務付けるとともに、地方公共団体の長は、当該内訳書の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならないとされている（入札契約適正化法第１２条及び第１３条）。これは、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、地方公共団体の長は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、地方公共団体の長においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。なお、今後、どちらも未導入の地方公共団体に対し、必要に応じてその導入等を改めて要請することとしているので、承知おかれたい。また、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意すること。

３．適切な契約変更の実施等

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、必要な変更

契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第１９条第２項又は第１９条の３に違反するおそれがあるため、これを行わないこと。

４．社会保険等未加入業者の排除

公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等、必要な措置を講ずること。

また、社会保険等未加入業者については、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図ること。

５．施工体制の把握の徹底

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、地方公共団体の長においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこと。また、地方公共団体の長は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用すること。

６．一般競争入札の適切な活用

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、競争条件の整備を適切に行うこととし、公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めること。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除

やダンピング受注の抑制等を図るため、その積極的な活用と対象工事の拡大を図ること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

７．総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の事務量が増大しているものについては、公共工事品質確保法第１６条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。また、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

また、建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、ＶＥ方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

８．地域維持型契約方式

地域の建設業者は、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持事業の担い手の実情を調査し、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫が必要な地域を把握するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、公共工事品質確保法第２０条に基づき、地域の実情に応じ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建

設共同企業体や事業協同組合等とする契約方式（地域維持型契約方式）を、適切に活用すること。

９．低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、落札決定以後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

１０．談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、公正な競争の促進を図ることはもとより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

１１．指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適

切な運用等について」（平成１３年１２月１３日付け総行行第１９９号・国地契第４５号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知）を参考に、必要に応じ適宜見直すこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に基づく排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

１２．入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

入札契約適正化法第７条及び第８条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

１３．不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第1項において、地方公共団体は指定暴力団員等をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないための措置を講ずることとされていること等を踏まえ、暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事から的確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。また発注者は、不良・不適格業者の排除のため、一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配

置を予定している専任の監理技術者が他の工事や営業所に専任で配置されている技術者と兼務をしていないことも確認すること。

１４．電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

１５．発注者としての体制の補完

工事等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、必要に応じてＣＭ（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。さらに、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保を図ること。

また、都道府県においては、技術者が不足している小規模な市町村等が発注関係事務を適切に実施できるよう、研修・説明・相談・技術者の派遣等を通じて、積極的に入札契約制度の改善の支援を行うこと。

Ⅲ．情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、入札契約適正化法第７条及び第８条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項であり、公表が行われていない場合は、同規定に違反していることから、直ちに必要事項を公表して下さい。

１．当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（入札契約適正化法第７条）

２．入札及び契約の過程に関する事項（入札契約適正化法第８条第１号）

① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額

② 落札者の商号・名称、落札金額

③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格

④ 指名した者の商号・名称

⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項

３．公共工事の契約内容（入札契約適正化法第８条第２号）

① 契約の相手方の商号・名称

② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

Ⅳ．その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、東日本大震災からの復興の加速化をはじめ、防災・減災対策、国土強靱化対策、インフラ老朽化対策等の国民の安全・安心の確保を図るため、公共工事の適正な施工を確保することが極めて重要であることから、次の措置を適切に講ずるようお願いします。

１．公共工事の円滑な施工確保について

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成２８年２月１７日付け総行行第４１号・国土入企第１７号）、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成２９年６月８日付け総行行第１３１号・国土入企第２号）、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成３０年２月２日付け総行行第１９号・国土入企第２６号、平成３０年１１月９日付け総行行第２４０号・国土入企第４３号、平成３１年２月８日付け総行行第２６号・国土入企第４５号）、「速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について」（平成３１年２月８日付け総行行第２７号・国土入企第４６号）及び「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（平成３１年３月２９日付け総行行第１０３号・国土入企第６５号）等により要請したとおり、引き続き、公共工事の円滑な施工確保を図ること。

２．適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著になっている中、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要である。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴などの登録・蓄積を通じて、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境を整備するとともに、適正な施工体制の継続的な確保や社会保険未加入者の排除の徹底に加え、書類作成の効率化や現場管理の高度化など、建設企業の生産性の向上にも資することが期待される。国は、技能労働者の能力評価制度の普及拡大や専門工事業者の施工能力等の見える化を通じて、建設キャリアアップシステムの利用環境の充実・向上を図るとともに、システムの活用を通じて技能労働者の処遇改善が図られるよう必要な施策の実施に積極的に取り組むこととしており、地方公共団体の長にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努めること。

（以上）

（別紙2）

地方公共団体における平準化の推進

さしすせそ事例集 【第４版】

令和２年４月

土地・建設産業局建設業課

大 臣 官 房 技 術 調 査 課

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

はじめに

国土交通省

○公共工事においては、年度内の時期に応じて工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用に支障があるなど、様々な弊害を生じています。

○政府全体において働き方改革が推進され、令和６年度から建設業にも労働時間規制が本格適用される中、昨年６月に新・担い手３法が成立し、公共工事の品質の確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）において施工時期の平準化が発注者責務として明記されるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、入契法という。）においても平準化について規定され、平準化の取組が地方公共団体等の努力義務とされました。

○国土交通省では、これまでも施工時期の平準化に関する取組を推進し、地方公共団体による平準化の好事例を共有するため、平成28年４月、「地方公共団体における平準化の取組事例について　～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成・公表し、順次改訂を行いながら、地方公共団体の皆様に活用していただいています（平成29年3月（第２版）、平成３０年５月（第３版））。

○全国の地方公共団体に広く平準化の取組が浸透していくためには、入札契約の実務に携わる各地方公共団体の担当者の皆様に、債務負担行為の活用など、先行的に取組がなされている自治体を参考にしていただくことが重要です。

○今回の改訂では、全国の地方公共団体における平準化の取組の「見える化」を行ったことを踏まえ、その内容も踏まえて、さらなる事例等の充実を図りました。

○国土交通省においては、今後も毎年度、取組状況等の見える化を行いながら、地方公共団体の取組の推進を図る方針です。各地方公共団体におかれましては、発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるため、この事例集を積極的に活用して頂き、平準化の推進に取り組んでいただければ幸いです。

目次

1．平準化の概要・・・・・3

●施工時期の平準化　対策の必要性／意義／効果・・・・・3

●平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)・・・6

●これまでの経緯／国交省における取組
／対策の進め方／具体的な取組状況・・・7

●平準化推進の進め方・・・・・11

●平準化率の状況（都道府県）・・・・・12

●市区町村における平準化率の分布状況（地域別／都道府県別）・・13

2．債務負担行為の活用・・・・・15

●工期１年未満の工事における債務負担行為の活用・・・・・21
（都道府県・指定都市／市区／町村）

●ゼロ債務負担行為を積極的に活用している地方公共団体・・・・・25
（都道府県・指定都市／市区／町村）

●交付金事業等で積極的に設定している地方公共団体・・・・・28
（都道府県・指定都市／市区／町村）

3．柔軟な工期設定　（余裕期間制度の活用）・・・30

●柔軟な工期の設定　（余裕期間制度の活用）・・・・・32
（都道府県・指定都市／市区）

4．速やかな繰越手続・・・・・36

●速やかな繰越手続・・・・・38
（都道府県・指定都市／市区／町村）

5．積算の前倒し・・・・・40

●積算の前倒し・・・・・42
（都道府県・指定都市／市区／町村）

6．早期執行のための目標設定等・・・・・43

●上半期の執行率等の目標設定・・・・・44
（都道府県・指定都市／市区）

●発注見通しの公表・・・・・45
（市区）

（参考資料）・・・・・46

1．施工時期の平準化の必要性

○公共工事においては、年度内の時期において、工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障が生じています。

○年度内の工事量を平準化することにより、経営の安定化や、人材・資機材の効率的な運用を図ることが必要です。

公共工事における工事出来高の状況

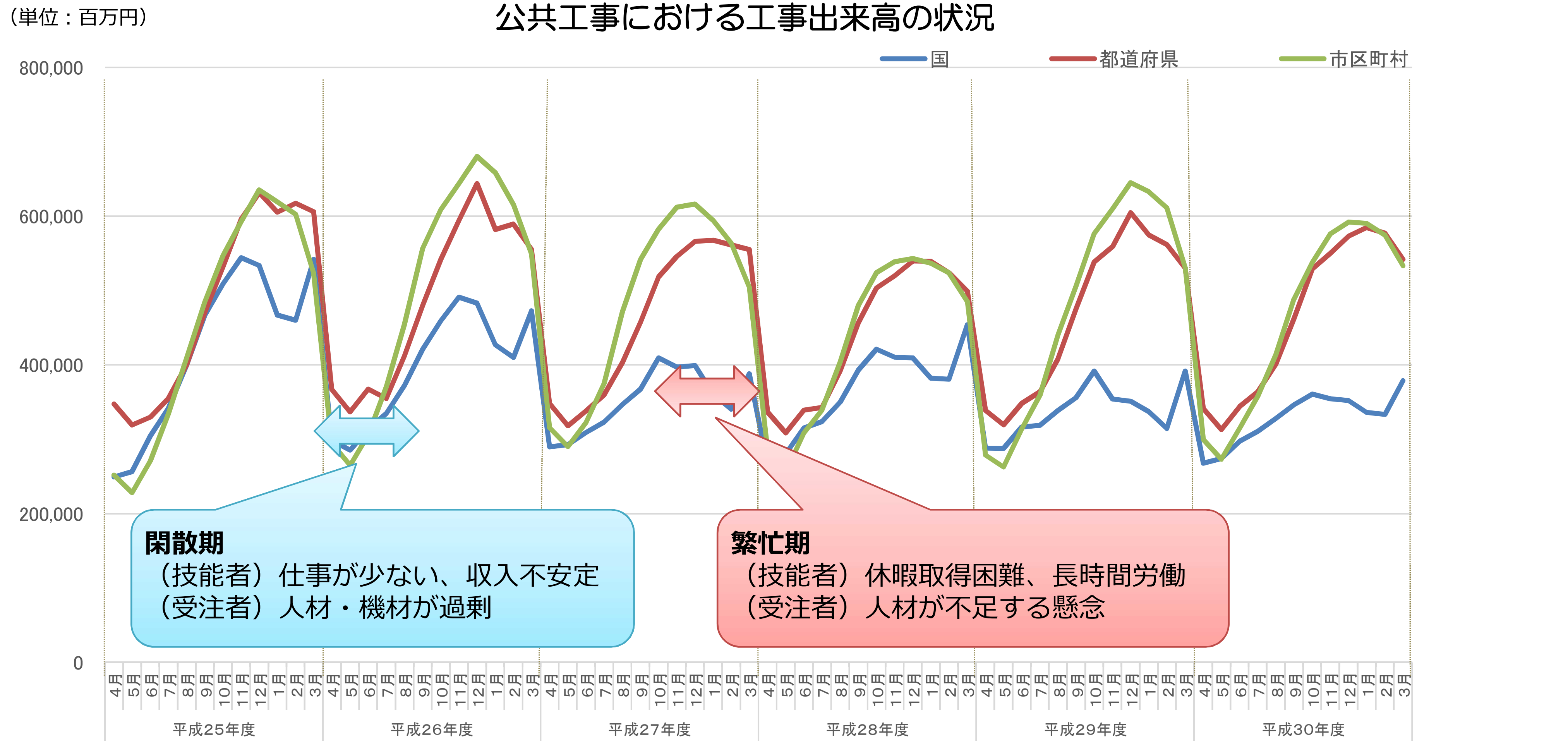

施工時期の平準化の意義

○政府全体において働き方改革が推進され、令和６年度から建設業にも労働時間規制が本格適用される中、昨年６月に新・担い手３法が成立し、品確法において施工時期の平準化が発注者責務として明記されるとともに、入契法においても平準化について規定され、平準化の取組が地方公共団体等の努力義務とされました。

○公共工事については、通常、予算の単年度主義に基づき、年度ごとの予算により事業執行を行っていることから、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度の半ばから後半にかけて工事量が多くなる傾向にあります。

○工事量の繁閑に大きな差が生じることで、工事の閑散期である４－６月においては、仕事が不足し、公共工事の従事者の処遇に悪影響が出る可能性が懸念される一方、繁忙期である１－３月においては、仕事量が増大することにより、公共工事の従事者の長時間労働や休暇取得への支障などに繋がります。

○また、資機材についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には資機材の需要が高く、円滑な調達が困難になる等の弊害が見受けられます。

○そのため、「施工時期の平準化」により、年度内の工事量の繁閑の差をできるだけ小さくし、年間を通した工事量が安定すれば、

・受注者として人材・資機材の実働日数の向上による経営の健全化、労働者の処遇改善等
・建設業で働く技能者として長時間労働の是正、休日の確保等
・発注者として入札の不調・不落対策、担い手確保等
・行政（地域）として地域の社会資本の品質確保、建設機械の保有促進による災害への対応力向上等

が効果として期待されます。

施工時期の平準化による効果

建設業者（受注者）に期待される効果

○ 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化

○ 人材や資機材の実働日数の向上や効率的な運用

○ 稼働率の向上による機械保有等の促進

技能者に期待される効果

○ 繁忙期への工事集中を回避することによる長時間労働の是正や休日の確保等の処遇改善

○ 仕事量が安定することによる日給月給で働く技能労働者の安定的な雇用の確保、給与の安定

発注者に期待される効果

○ 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保

○ 中長期的な公共工事の担い手の確保

○ 繁閑の差が解消されることによる発注担当職員等の事務作業の負担軽減

行政（地域）に期待される効果

○ 建設業者の経営安定化により、地域の社会資本の品質確保が見込まれる

○ 建設機械の保有が促進されることによる災害への対応力の向上

○ 年度末の工事集中の回避

平準化の促進に向けた取組（『さ・し・す・せ・そ』の推進）

〇平準化を進めるに当たっては、以下のⓈ～Ⓢの取組が有効であると考えられます。

㋚ 債務負担行為の活用、㋛ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、㋜ 速やかな繰越手続
㋝ 積算の前倒し、㋞ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

債務負担行為の活用　（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（４月～６月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が１２ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。　※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）　（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続　（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し　（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）　（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に４～６月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

これまでの経緯

H26.6 ・品確法において、発注者の責務として「**計画的に発注**を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定

H27.1 ・品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（以下、**運用指針**という。）」において、発注者に対し、**施工時期の平準化**に**努める**ことを規定

R1.6 ・**改正品確法**において、発注者の責務として、「**公共工事等の実施の時期の平準化**」を規定
・**改正入契法**において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「**努力義務化**」

R1.10 ・改正品確法の理念を現場で実現するため、**公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針**を改正し、施工時期の平準化に向けた債務負担行為の活用等による、翌年度にわたる工期設定等を明記

R1.10 ・改正入契法に基づく**公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針**を改正し、債務負担行為の積極的な活用をはじめ、平準化の更なる取組を明記。それを踏まえ、**総務省と連名で都道府県、市区町村に対し取組を要請**

R2.1 ・改正品確法に基づき、**発注者共通の指針である運用指針を改定**し、平準化の取組強化を位置づけ

国交省における取組

〇適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、
公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
〇これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は
約9割に達している。
〇引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債(注1) 及び ゼロ国債(注2)）を設定し、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債＋当初予算におけるゼロ国債〉

令和2年度予算：約3,200億円 （平成31年度：約3,200億円）

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定（業務についても平成31年度から新たに設定）

※令和2年度予算の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円（業務含む）

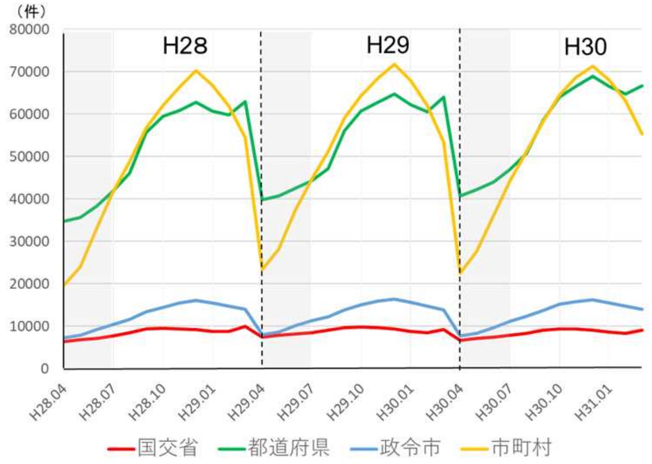

公共工事　稼働件数の推移（全国）

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、
とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：平成29年3月時点：約500団体（約25%）→令和2年3月時点：1960団体（約98%）
　国、特殊法人等：205/213、都道府県：47/47、指定都市：20/20、市区町村：1674/1722（令和元年11月時点）

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化
を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、
継続的にフォローアップを実施

発注見通しの統合・公表のページ（イメージ）

注1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

対策の進め方

・改正品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として規定
・また、入契法で、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、
特に市区町村ではいまだに低い水準であり、更なる平準化の推進が必要

［※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市区町村:0.55（H30年度）］

全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援
まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけ

対策①:取組事例等の周知徹底

●施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底
●地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開（「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及）

対策②:平準化の進捗・取組状況の見える化

●地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ

国土交通省

最近の取組

取組等の周知徹底

- ○ **地域発注者協議会（全国10ブロック）を開催**し、運用指針改正案として平準化の取組を説明（R1.10～）
- ○ **地域ブロック土木部長会議（全国8ブロック）を開催**し、運用指針改正案として平準化の取組を説明（R1.11～）
- ○ **全国8ブロックでブロック監理課長等会議を開催**し、各都道府県に対して、来年度に向けた平準化の一層の取組を働きかけるとともに、今後の対応状況等について聴取（R1.11～）

平準化の見える化

- ○ 入契法に基づき、総務省と連名で、**全地方公共団体に対して、平準化の進捗及び取組状況の調査を発出**し、調査結果を公表（入契調査（R1.11～））

今後の取組

- ○ **ブロック監理課長等会議**など、各種会議の場で、**各地方公共団体に対し、平準化の取組の更なる働きかけ**
- ○ 地方公共団体による**優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開**（改訂版「さしすせそ事例集」の普及）
- ○ 地方公共団体における**平準化の進捗・取組状況を毎年度公表**し、最新状況を**見える化しフォローアップ**

平準化推進の進め方

国土交通省

令和元年10月	11～12月	令和2年　1～3月	4月～

国の取組

- **10/18 入契法適正化指針 品確法基本方針 閣議決定**
- **10/21 入契法適正化指針による要請（発出）**
  ※国交省・総務省連名
- **11/15 入契調査発出**
  ※国交省・総務省連名
- ブロック監理課長会議で都道府県にヒアリング
- **年内目途 入契調査の回収**
- 「さしすせそ」事例集の更新
- 集計作業・精査
- 特に取組が遅れている１０万以上の市を対象に重点的にヒアリング
- **4/30 見える化結果公表**
- **品確法運用指針案 作成**
- **1/30 品確法運用指針 改定**
- **4月～ 運用指針本格運用**
- **12/20～** 取組が進んでいない市にヒアリングを通知（債務負担行為を働きかけ）
- 地方公共団体向け全国会議で、ゼロ債務負担行為の設定等を直接要請
- 地域発注者協議会にて繰り返し周知、実施状況をフォローアップ

地方公共団体の取組

地方公共団体における予算編成等

○来年度予算案での債務負担行為の積極的活用
○２月補正予算案でのゼロ債務負担行為の設定
○速やかな繰越手続きの実施
○ヒアリングを通じて、要因や課題等を、発注部局・財政部局が連携し検証

○事業執行に当たり平準化の取組実施

○結果を踏まえた取組を更に検討

結果を踏まえ更なる取組の推進

平準化率の状況（都道府県）

都道府県の平準化率の状況

平準化率　0.8以上	
平準化率　0.7～0.8	
平準化率　0.6～0.7	
平準化率　0.6未満	

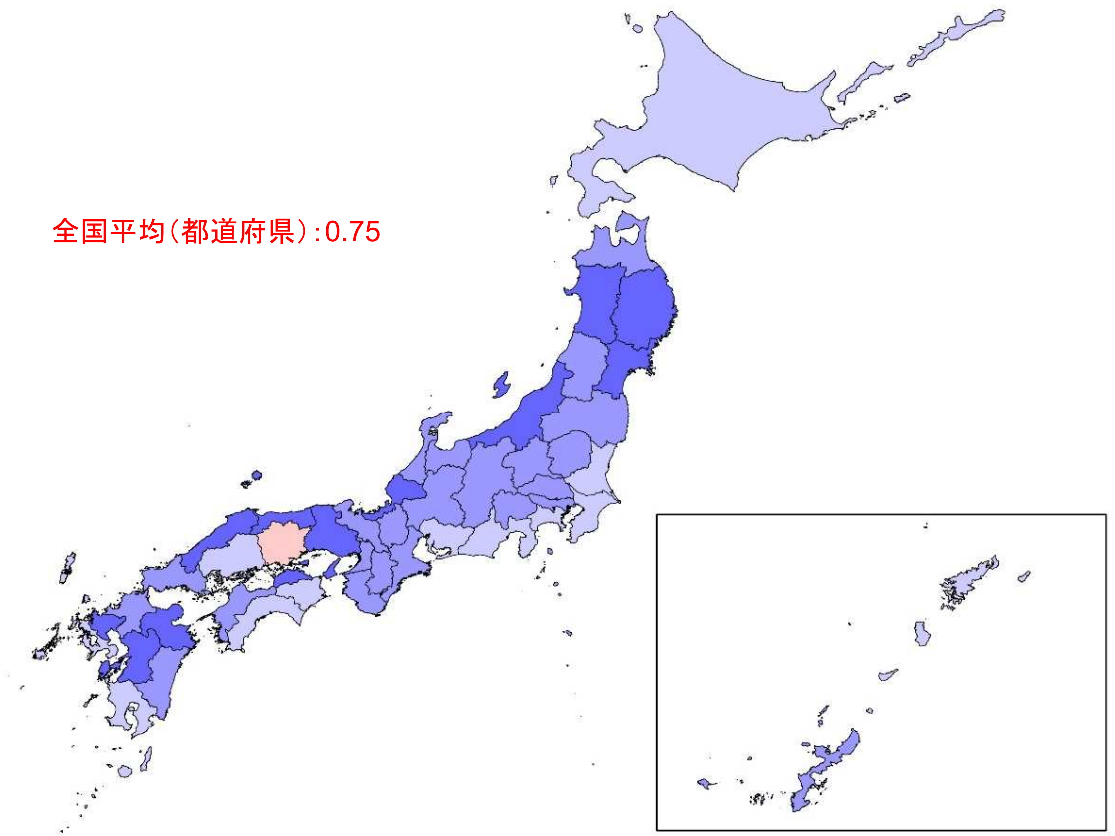

$$平準化率（件数）=\frac{（4〜6月期の工事平均稼働件数）}{（年度の工事平均稼働件数）}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対　　象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

都道府県の平準化率一覧

北海道	0.70	栃木県	0.72	石川県	0.71	滋賀県	0.75	岡山県	0.56	佐賀県	0.81
青森県	0.73	群馬県	0.75	福井県	0.84	京都府	0.79	広島県	0.61	長崎県	0.65
岩手県	0.88	埼玉県	0.70	山梨県	0.72	大阪府	0.76	山口県	0.80	熊本県	0.87
宮城県	0.93	千葉県	0.60	長野県	0.80	兵庫県	0.81	徳島県	0.68	大分県	0.87
秋田県	0.84	東京都	0.76	岐阜県	0.78	奈良県	0.77	香川県	0.82	宮崎県	0.76
山形県	0.77	神奈川県	0.64	静岡県	0.67	和歌山県	0.72	愛媛県	0.72	鹿児島県	0.65
福島県	0.76	新潟県	0.88	愛知県	0.66	鳥取県	0.83	高知県	0.63	沖縄県	0.71
茨城県	0.64	富山県	0.79	三重県	0.76	島根県	0.82	福岡県	0.71		

※平準化率のデータ抽出時点：令和元年5月18日

市区町村における平準化率の状況（地域別）

各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

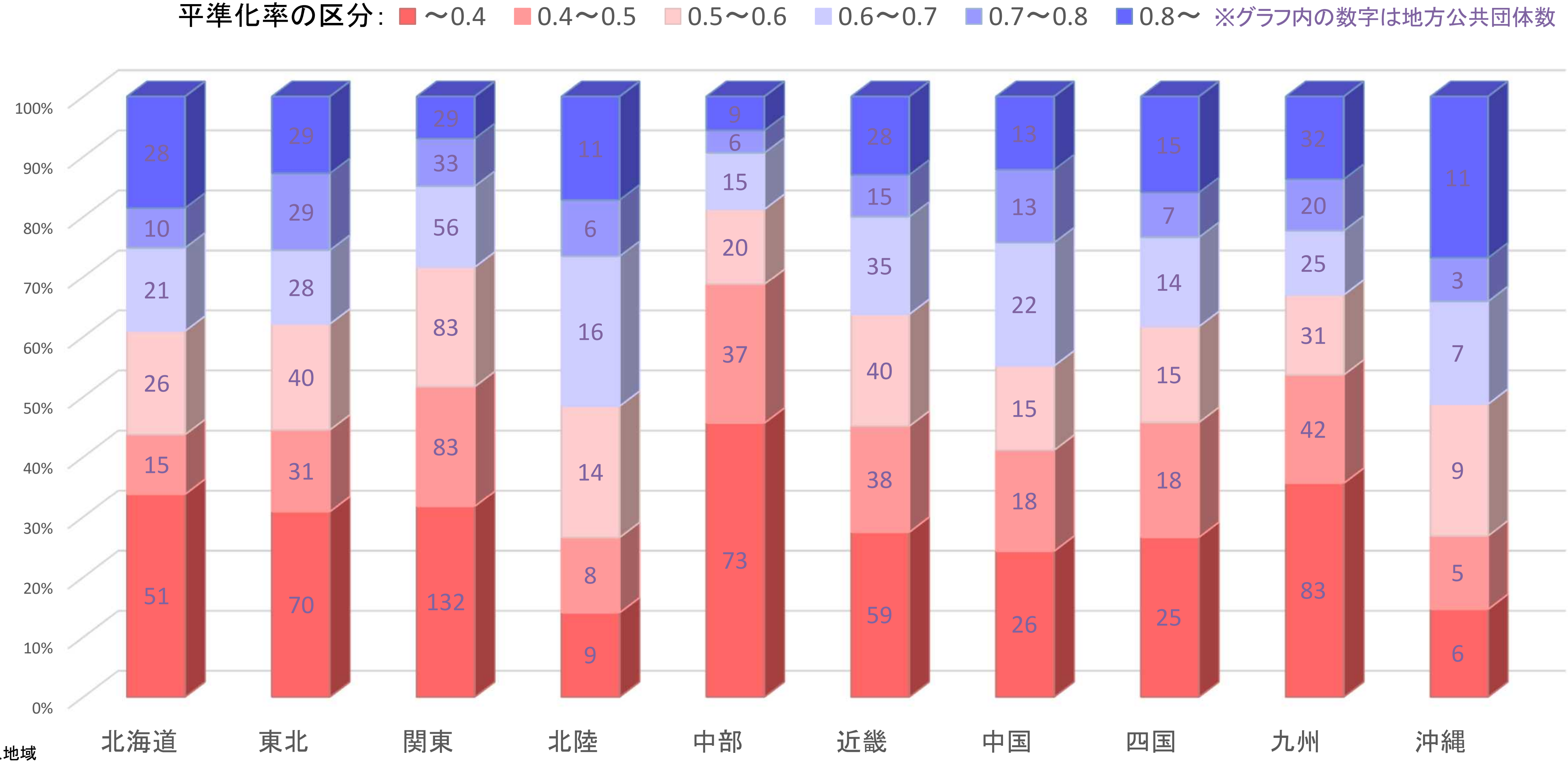

※対象地域

北 海 道 ブ ロ ッ ク：北海道
東 北 ブ ロ ッ ク：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東 ブ ロ ッ ク：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸 ブ ロ ッ ク：新潟県、石川県、富山県
中 部 ブ ロ ッ ク：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿 ブ ロ ッ ク：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国 ブ ロ ッ ク：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国 ブ ロ ッ ク：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州 ブ ロ ッ ク：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄 ブ ロ ッ ク：沖縄県

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）（一部未登録の地方公共団体あり）

市区町村における平準化率の状況（都道府県別）

各都道府県における平準化率別の市区町村の構成割合

平準化率の区分： ～0.4　0.4～0.5　0.5～0.6　0.6～0.7　0.7～0.8　0.8～　※グラフ内の数字は地方公共団体数

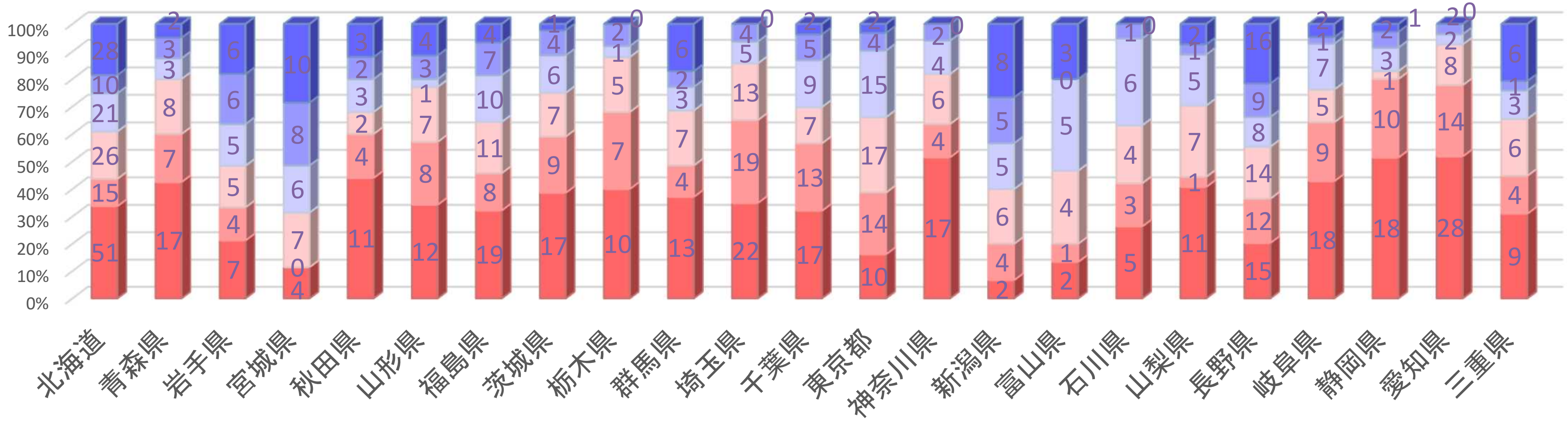

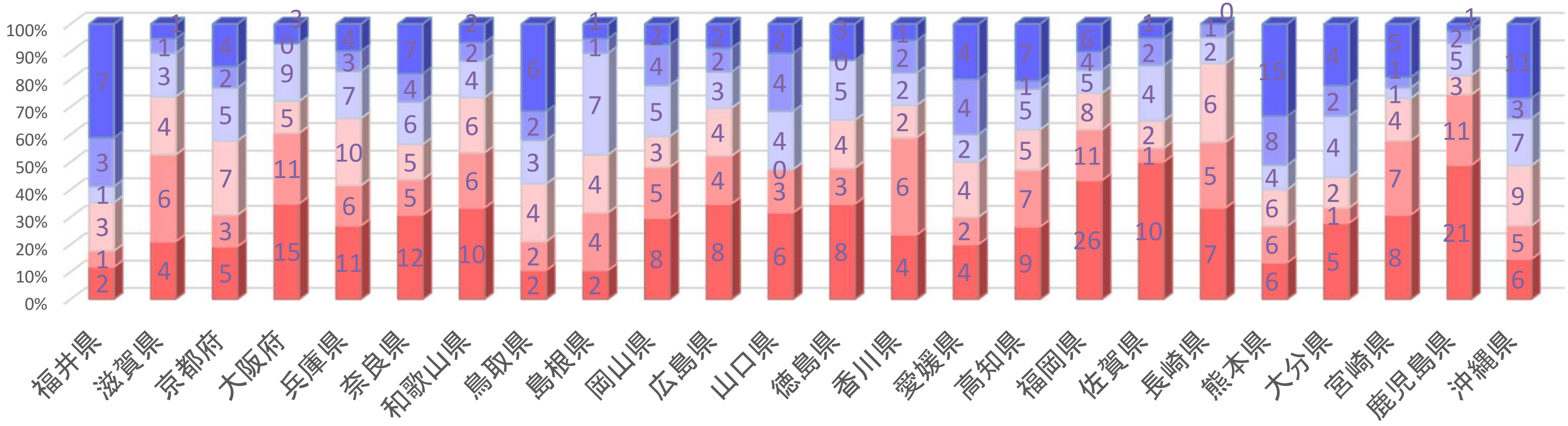

※平準化率の定義：４～６月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター　コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）（一部未登録の地方公共団体あり）

2．債務負担行為の活用

①年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が１年以上の公共工事のみならず工期が１年に満たない工事についても２ヵ年債を設定すること

②端境期における受注機会の確保を図る観点から、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定すること

により、工事量の偏りが分散し、平準化に寄与することとなります。

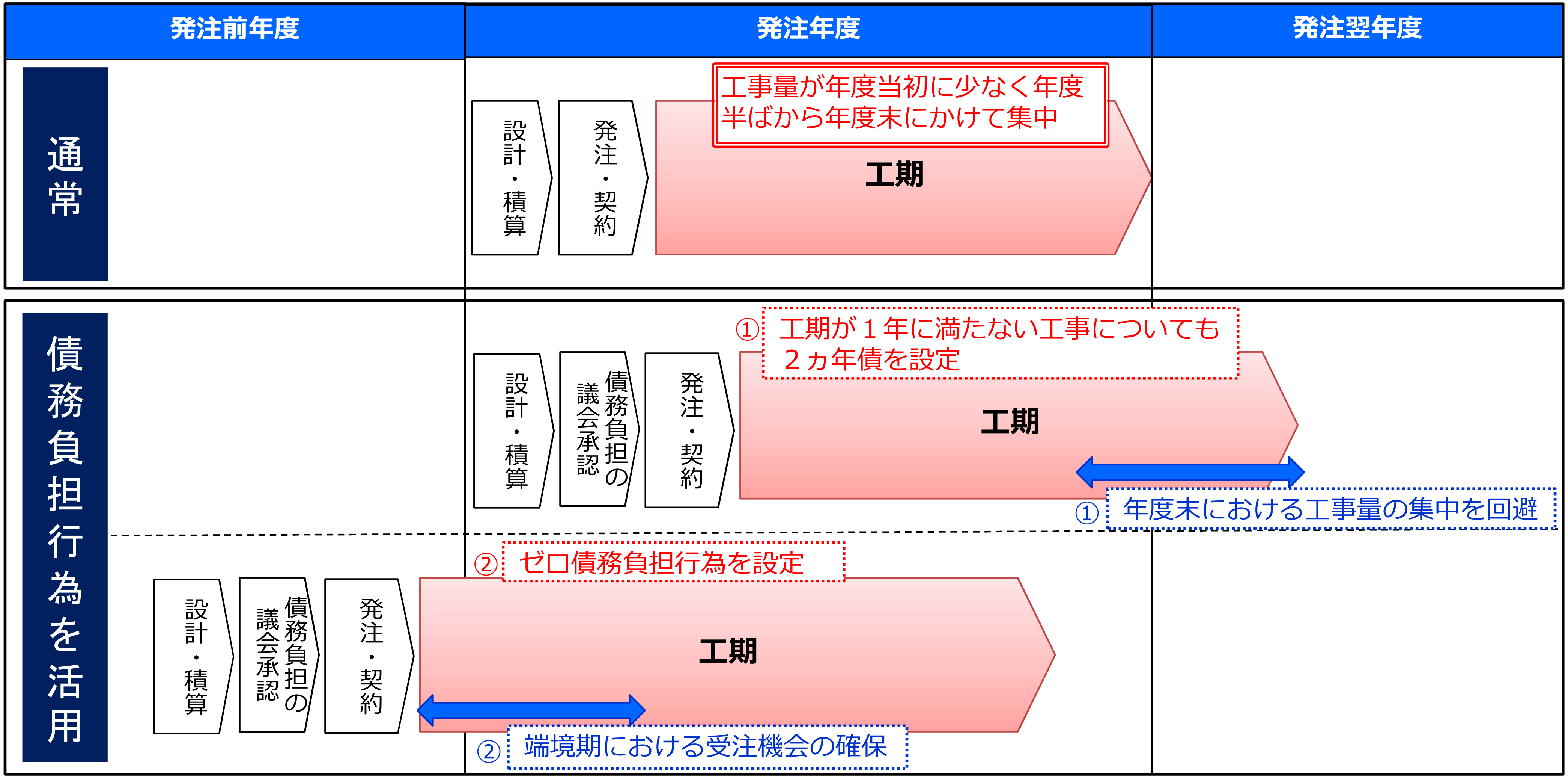

社会資本総合交付金事業における債務負担行為の活用（H28.2通知）

○事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
（過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。）

※「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成２８年２月１７日付け総行行第４１号・国土入企第１７号）

【債務負担行為の活用の例】

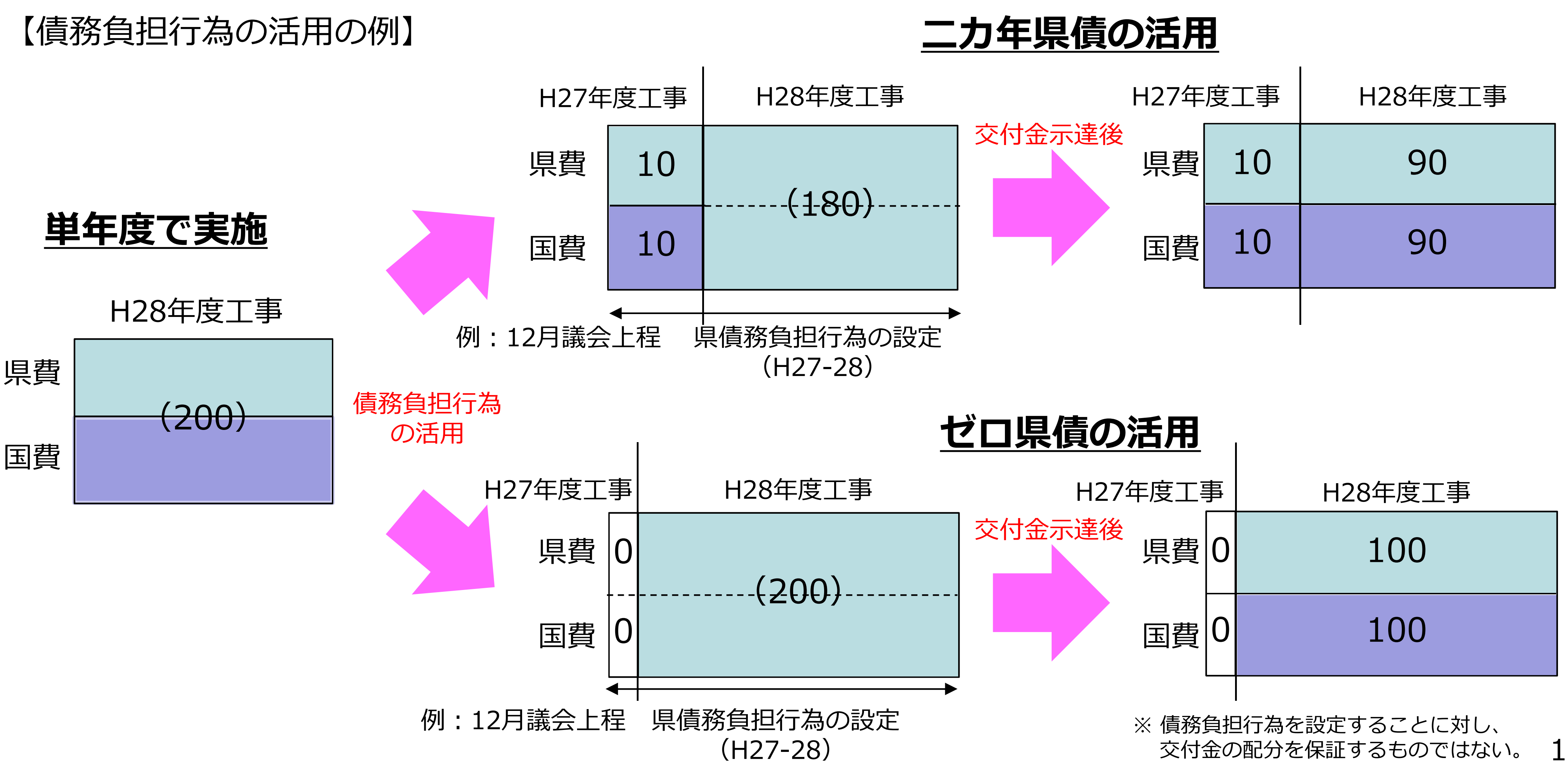

※ 債務負担行為を設定することに対し、
交付金の配分を保証するものではない。

平準化に資するための社会資本整備総合交付金事業に係る債務負担行為等の活用（R2.３通知）

○社会資本整備総合整備計画に係る交付金事業については、地方公共団体による債務負担行為の設定（H28.2通知）のほか、早期着手交付申請や一括設計審査を実施することが可能。

○たとえば、初年度の交付申請時に一括設計審査の承認を受けて交付決定される事業について、地方公共団体による債務負担行為を設定して事業の契約を行い、その後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用することは、切れ目ない事業執行のみならず、施工時期の平準化に資する

※「社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」(令和2年3月31日付け総行行第93号・国土入企第55号)

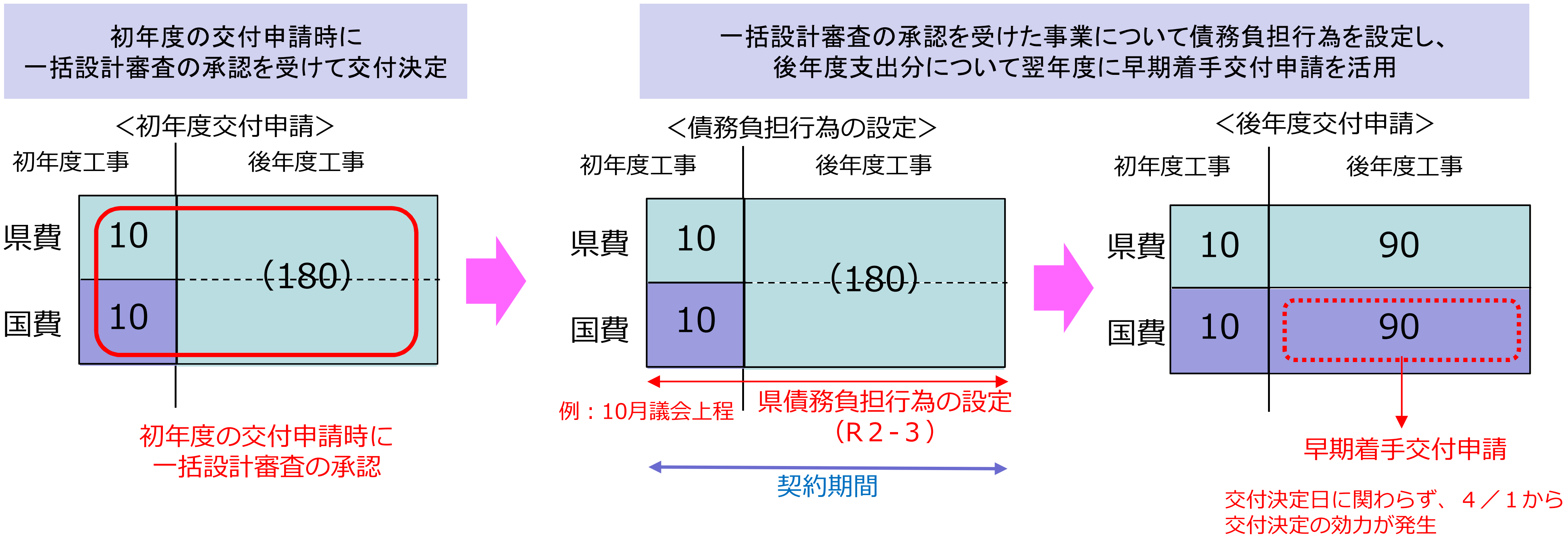

（参考）一括設計審査

〇交付金を充てて施行しようとする要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要があり、かつ、2か年以上にわたる工事については、初年度にまとめて設計審査を受けることが可能

（参考）早期着手交付申請

〇真にやむをえない理由がある場合には、交付決定日に関わらず、その効力を4月１日から生じさせることが可能

（例）・一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業
・適正工期の確保のため早期着手が必要な事業　　　等

債務負担行為の活用

債務負担行為の設定の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

都道府県・指定都市

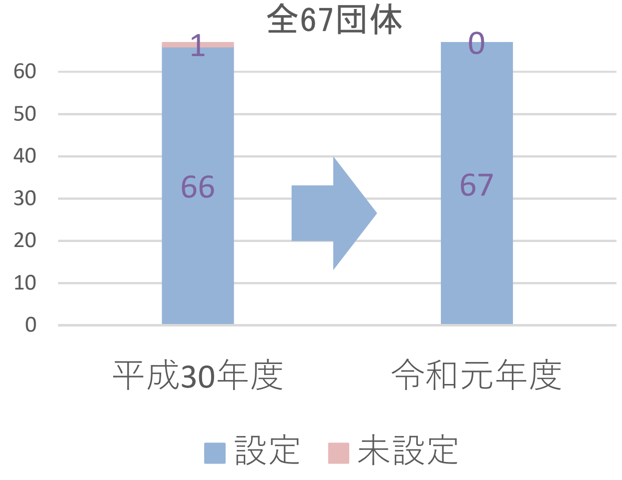

人口10万以上

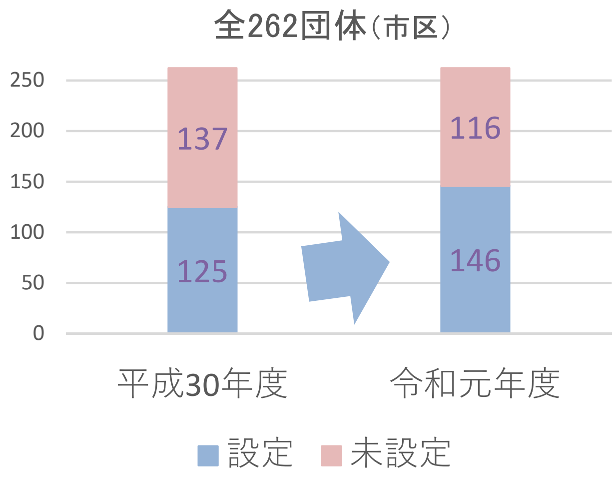

人口10万未満

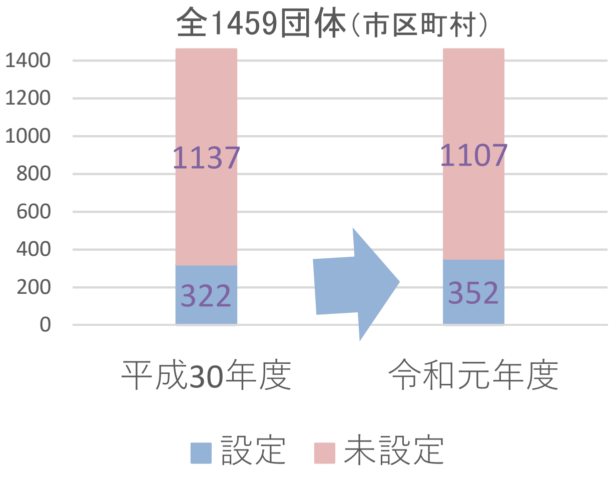

債務負担行為の設定状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

（年間の工事発注件数に占める債務負担行為の設定件数比）

都道府県・指定都市

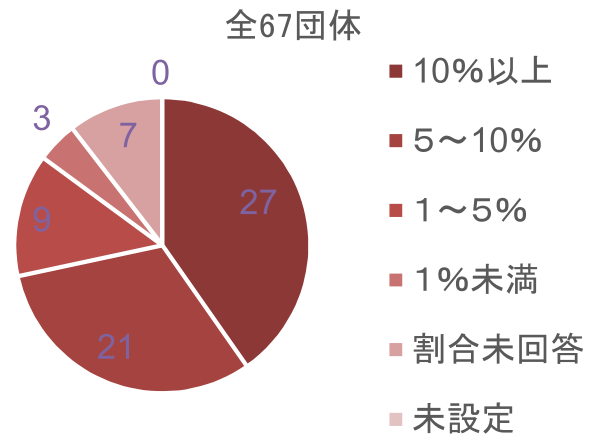

人口10万以上

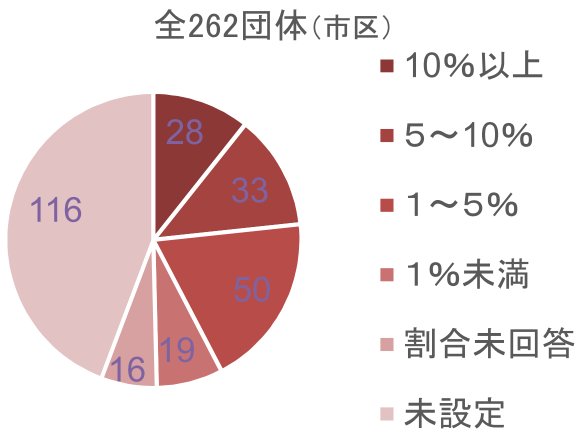

人口10万未満

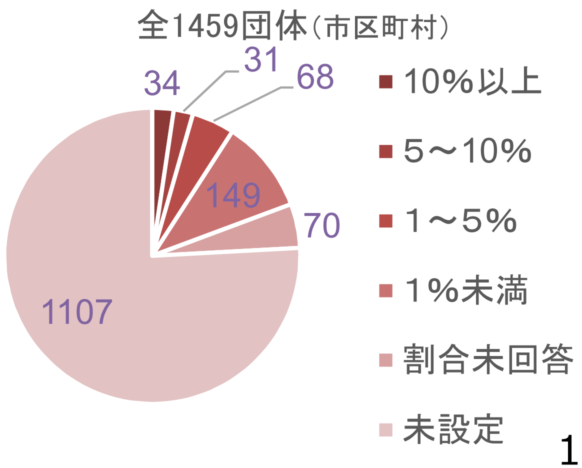

※件数比：債務負担行為の設定件数／工事の年間発注件数

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）　※件数比については平成30年度実績

工期１年未満工事における債務負担行為の活用

工期１年未満の工事における債務負担行為の設定の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

都道府県・指定都市

全67団体

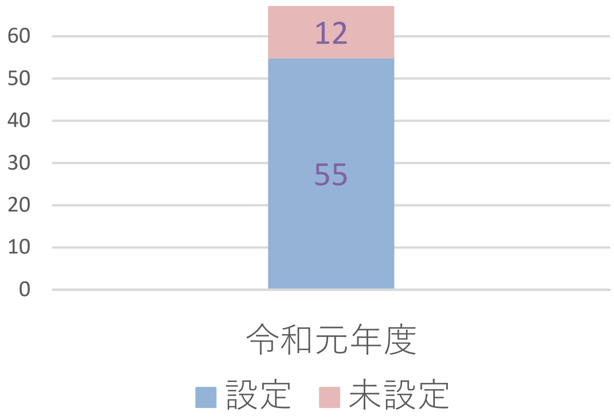

人口10万以上

全262団体（市区）

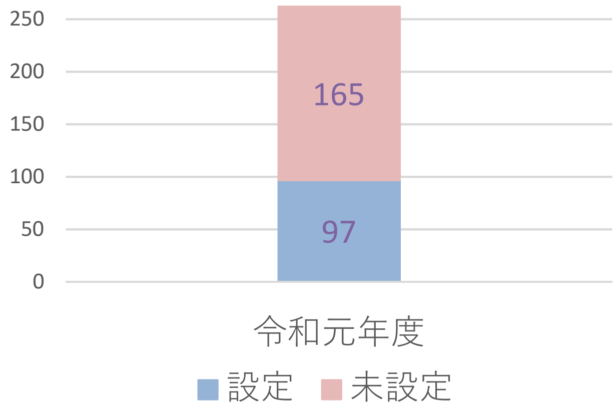

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

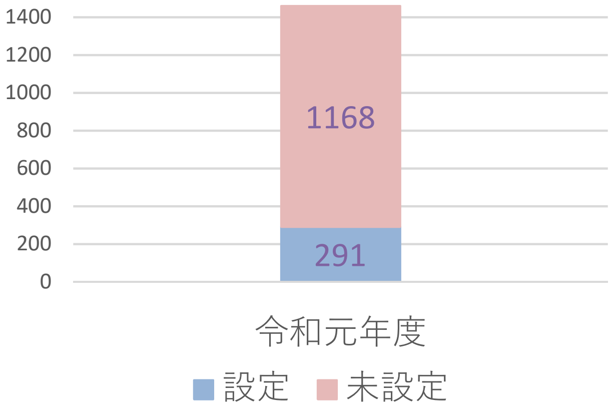

工期１年未満の工事における債務負担行為の設定の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

（工期１年未満の工事の年間の工事発注件数に占める債務負担行為の設定件数比）

都道府県・指定都市

全67団体

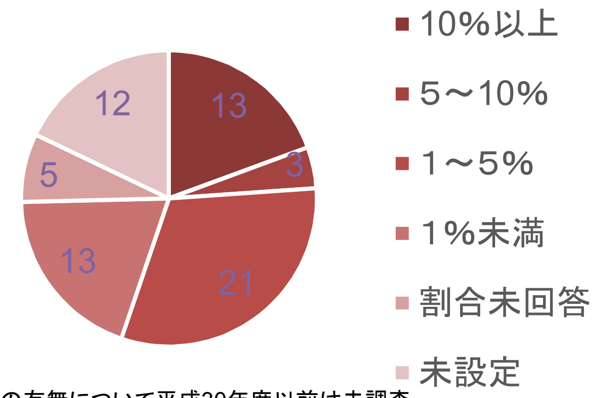

人口10万以上

全262団体（市区）

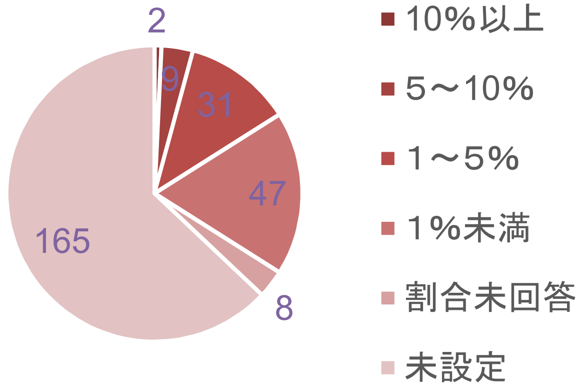

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

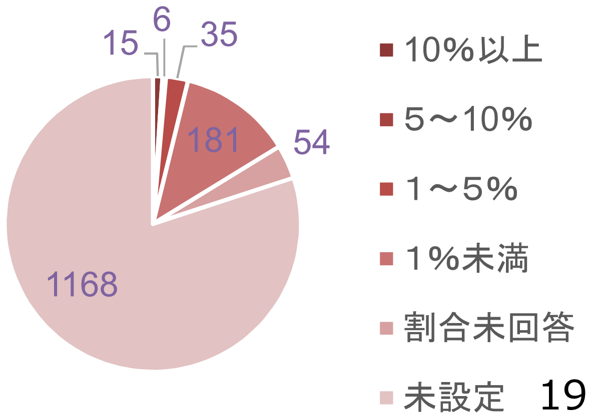

※実施の有無について平成30年度以前は未調査

※件数比：工期１年未満の工事の債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／工期１年未満の工事の年間発注件数

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

※件数比については平成30年度実績

ゼロ債務負担行為の活用

ゼロ債務負担行為の設定の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

都道府県・指定都市

全67団体

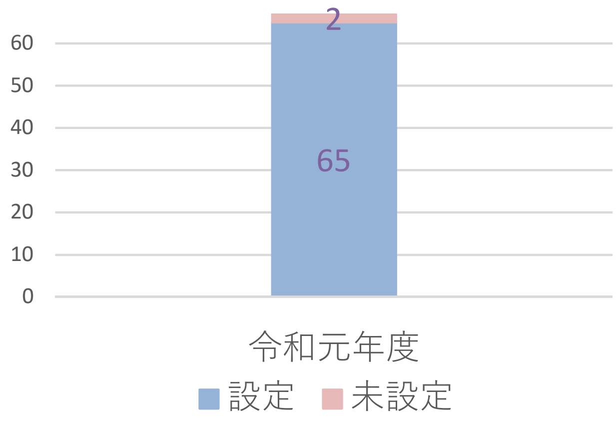

人口10万以上

全262団体（市区）

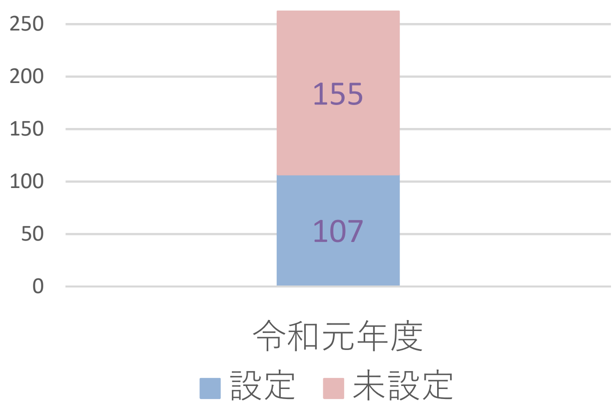

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

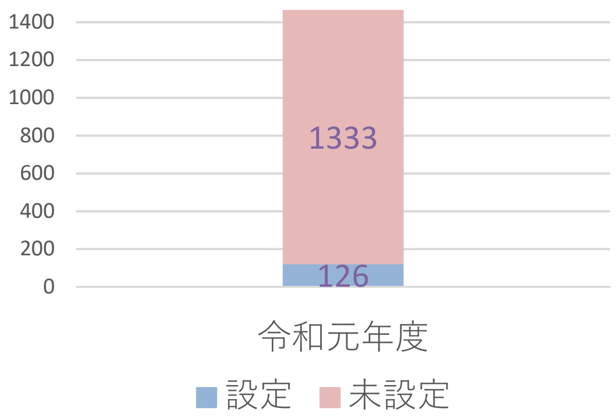

ゼロ債務負担行為の設定の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

（年間の工事発注件数に占めるゼロ債務負担行為の設定件数比）

都道府県・指定都市

全67団体

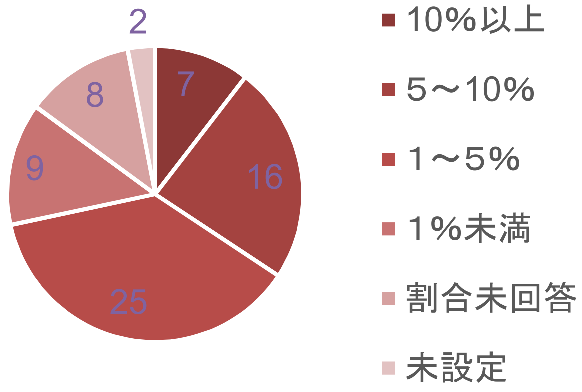

人口10万以上

全262団体（市区）

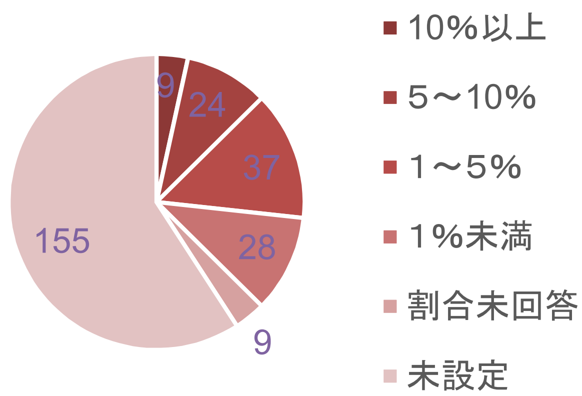

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

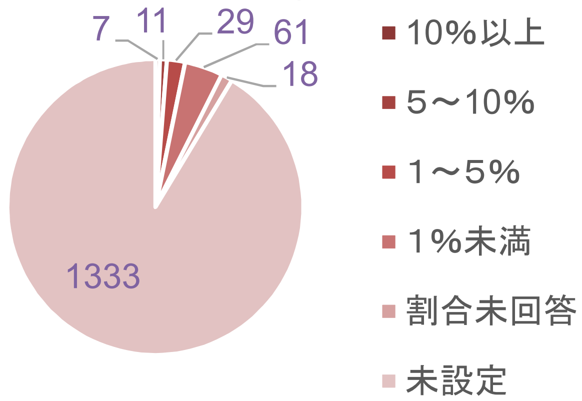

※実施の有無について平成30年度以前は未調査
※件数比：ゼロ債務負担行為の設定件数／年間の工事発注件数

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）　※件数比については平成30年度実績

工期１年未満の工事における債務負担行為の活用

都道府県・指定都市

静岡県

件数比：約 **17** ％

○年度末から年度当初にかけて切れ目のない工事発注を行うため、９月補正予算及び当初予算において、維持修繕工事等に工期１年未満の工事を含め、債務負担行為を設定。

【件数比】約 17.1 ％　（うち　単独事業は 約 9.7 ％）
【設定額】約 154億82百万円（設定額のうち執行額）

＜例：当初予算における債務負担行為の活用＞

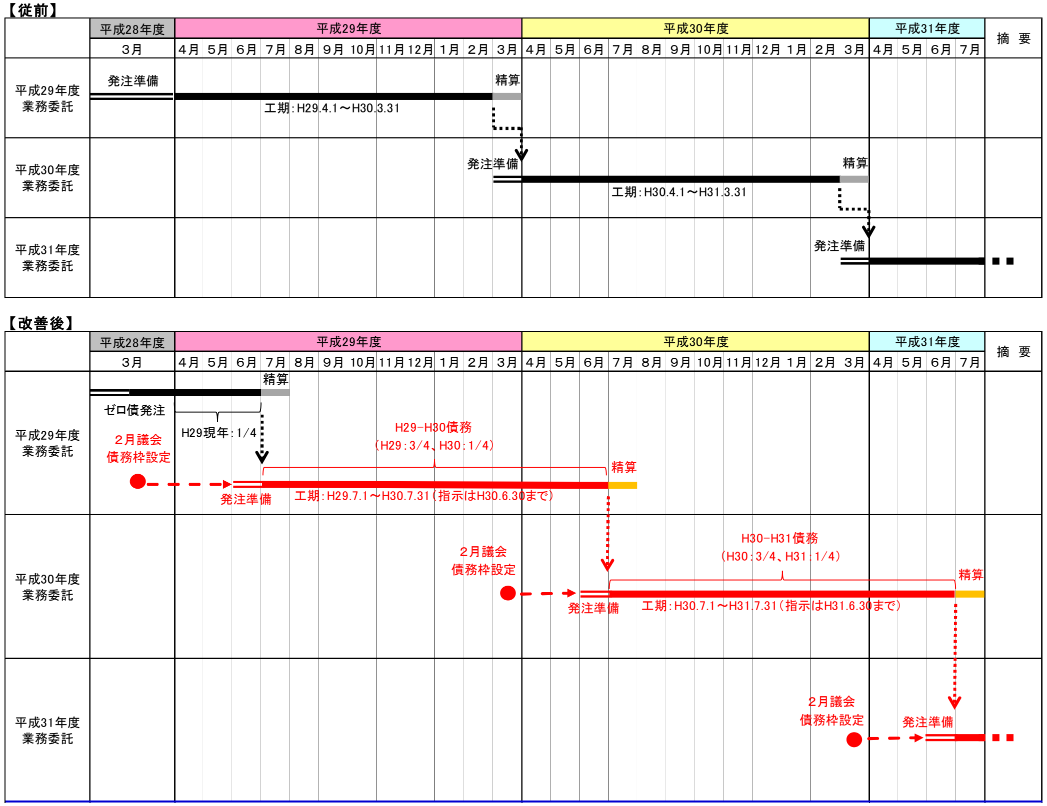

滋賀県

件数比：約 **32** ％

○平準化の取組を推進するため、土木事務所単位で平準化の目標を定め、執行計画を作成し、債務負担行為を設定。

○主に当初予算において、工期１年未満の工事を含めた債務負担行為を設定し、翌年度当初にまたがる工期の工事を実施。

【件数比】約 31.6 ％　（うち　単独事業は 約 21.1 %）
【設定額】約 107億79百万円

岐阜県

件数比：約 **18** ％

○計画的な事業執行に資するよう、工期１年未満の工事も含め、債務負担行為を設定し、翌年度当初にまたがる工期の工事を実施。

○次年度以降の施工計画を踏まえ、毎年度設定工事を吟味。

【件数比】約 17.7%　　（うち　単独事業で 約 13.8%）
【設定額】約 126億74百万円

北海道

件数比：約 **15** ％

○冬期は降雪の影響で工事ができないことから、冬期までの期間を有効に活用するため債務負担行為を設定。

○２～３月に発注を行い、翌年度８月頃までに工期末を迎えられるよう工期を設定。

【件数比】約 14.8 ％　（うち　単独事業は 約 24.6 %）
【設定額】約 316億25百万円

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（工期１年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／工期１年未満の工事の年間発注件数）
※単独事業の件数比は、（単独事業かつ工期１年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／単独事業かつ工期１年未満の工事件数）

工期１年未満の工事における債務負担行為の活用

都道府県・指定都市

三重県

件数比：約 **39** ％

○年度末から翌年度当初にかけて切れ目のない工事発注を行うため、当初予算において、工期１年未満の工事を含め、債務負担行為を設定。

○引き続き、道路工事などに債務負担行為を設定し、１年を通した施工時期の平準化を推進。

【件数比】約 38.6%　（うち　単独事業は 約 12.4%）
【設定額】約 149億35百万円

島根県

件数比：約 **4** ％

○年間工事量の平準化を図り、建設業における安定的な雇用確保を図る観点から、令和元年度１１月補正予算において債務負担行為を設定し、翌年度当初にまたがる工期の工事を実施。

【件数比】約 4.4%　（うち　単独事業は　約 4.4%）
【設定額】約 52億8百万円

和歌山県

件数比：約 **13** ％

○平成３０年度において、平成３１年度以降の債務負担行為の設定として、工期が１年を超える工事への設定とは別に、平準化を踏まえた工期１年未満の工事に対しても債務負担行為を設定。

○また、令和元年度においても、引き続き、令和２年度以降の工事への平準化を踏まえた債務負担行為を設定。

【件数比】約 13.2%　（うち　単独事業は 約 10.3%）
【設定額】約 95億11百万円

名古屋市

件数比：約 **6** ％

○閑散期の工事量を増やし、年間を通じた工事量を平準化させることにより人材・資材の効率的な活用を促し、不調・不落を防ぐため、工期１年未満の工事について債務負担行為を設定。

○平成３１年度当初予算においては、下水管改良工事等に債務負担行為を設定。

【件数比】約 6.4%　（うち　単独事業は 約 5.1%）
【設定額】約 78億60百万円

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（工期1年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／工期1年未満の工事の年間発注件数）
※単独事業の件数比は、（単独事業かつ工期1年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／単独事業かつ工期1年未満の工事件数）

工期１年未満の工事における債務負担行為の活用

市区

国土交通省

大阪府 茨木市　件数比：約 9 ％

○当初予算において、翌年度４～６月の工事を確保するために工期１年未満の工事に債務負担行為を設定。

○道路の維持工事のうち可能なものについては、設計を１２月までに終了し、１月以降に発注に着手。

【件数比】約 8.8%　（うち　単独事業は 約 13.9%）
【設定額】約 3億27百万円

広島県 尾道市　件数比：約 5 ％

○４～６月の閑散期の工事量を増加させるため、工期が１年に満たない工事についても債務負担行為を設定し、年度をまたいだ契約を実施。

○土木工事以外の学校や消防など建築工事でも債務負担行為を設定。

【件数比】約 5.1%　（うち　単独事業は 約 12.1%）
【設定額】約 3億63百万円

山形県 山形市　件数比：約 5 ％

○地域の建設業の経営の安定化・効率化を図るため、平成２８年度から毎年度、平準化を目的とした債務負担行為を設定。

○平成３０年度は平準化目的の債務負担行為を１２件設定。

【件数比】約 4.8%　（うち　単独事業は 約 10.6%）
【設定額】約 4億32百万円

東京都 町田市　件数比：約 6 ％

○建設業の経営の効率化・安定化を図ることに加え、工期末が年度末に集中することを避けるため、平成３１年度当初予算において、工期１年未満の工事に対しても債務負担行為を設定。

○学校の改修工事は長期休暇中に施工する必要があるが、春休みを利用し年度をまたいだ工期で発注したり、夏休みに施工する場合でも、工場製作部分を年度をまたいで発注できるよう工夫している。

【件数比】約 6.3%　（うち　単独事業は 約 9.8%）
【設定額】約 １0億５2百万円

東京都 八王子市　件数比：約 8 ％

○当初予算・補正予算にかかわらず、工期１年未満の平準化を目的とした工事も含め、必要に応じて債務負担行為を設定。

○渇水期の工期確保が必要となる河川改修工事など、必要な工事・事業について個別に判断し、適宜債務負担行為を設定。

【件数比】約 7.7%　（うち　単独事業は 約 10.5%）
【設定額】約 7億71百万円

北海道 苫小牧市　件数比：約 7 ％

○第１四半期から第２四半期の工事量を確保するため、工期が１年に満たない工事も含め、債務負担行為を設定し年度内に発注を行っている。

【件数比】約 7.2%　（うち　単独事業は 約 4.2%）
【設定額】約 35億51百万円

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（工期1年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／工期1年未満の工事の年間発注件数）
※単独事業の件数比は、（単独事業かつ工期1年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／単独事業かつ工期1年未満の工事件数）

工期１年未満の工事における債務負担行為の活用

町村

沖縄県 久米島町

件数比：約 **16** ％

○年度当初の工事を確保し、地域の建設業者の経営安定化に寄与するため、工期が１年に満たない工事についても積極的に債務負担行為を設定。

○図書館等の建築工事に債務負担行為を活用し、年度をまたいだ工期を設定。

【件数比】約 15.6%　（うち　単独事業は 約 16.7%）
【設定額】約 1億59百万円

三重県 南伊勢町

件数比：約 **4** ％

○地域の建設業の経営の安定化・効率化を図るため、毎年最低１件は平準化を目的として債務負担行為の設定。

○平成３０年度補正予算において、道路改良事業に平準化を目的とした債務負担行為を設定。

【件数比】約 3.7%　（うち　単独事業は 約 8.3%）
【設定額】約 2億42百万円

石川県 宝達志水町

件数比：約 **6** ％

○年度当初の端境期における受注機会の確保を図るため、補正予算において債務負担行為を設定。

○学校関係の工事は、長期休暇期間（春休み）を活用するために、年度をまたいだ工期を設定。

【件数比】約 6.1%　（うち　単独事業は 約 15.4%）
【設定額】約 2億9百万円

栃木県 壬生町

件数比：約 **3** ％

○工期が１年に満たない公民館の修繕工事について、工期を年度をまたぐ９－６月として債務負担行為を設定。

【件数比】約 3.3%　（うち　単独事業は 約 3.9%）
【設定額】約 1億33百万円

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（工期1年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／工期1年未満の工事の年間発注件数）
※単独事業の件数比は、（単独事業かつ工期1年未満の工事における債務負担行為の設定件数（ゼロ債務負担行為を除く）／単独事業かつ工期1年未満の工事件数）

鹿児島県　件数比：約 **14** ％

○令和元年度１２月補正予算において、公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成２８年度からは交付金事業にも拡大。

【件数比】約 14.4%　　（うち　単独事業で 約 22.3%）
【設定額】約 39億42百万円

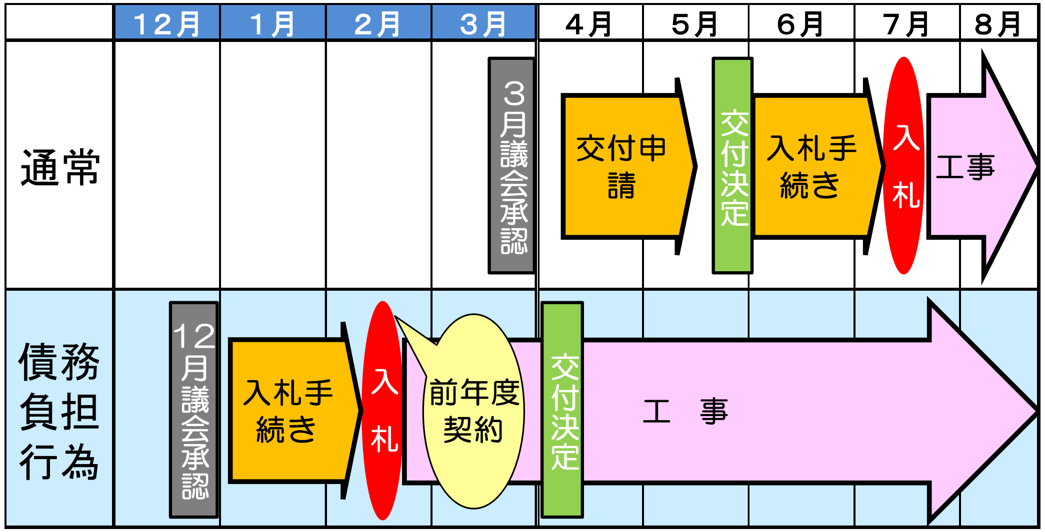

兵庫県　件数比：約 **11** ％

○平準化を一層推進し、経済対策を図るため、２月補正における全ての工事を対象としてゼロ債務負担行為を設定。

【件数比】約 10.8%　　（うち　単独事業で 約 18.4%）
【設定額】約 59 億円

長崎県　件数比：約 **9** ％

○地域の建設業者の経営の安定化のため、必要性を検討した上で、積極的にゼロ債を設定。

○令和元年度１１月補正予算においても、平準化を踏まえたゼロ債務負担行為を計上。

【件数比】約 9.0%　　（うち　単独事業で 約 14.3%）
【設定額】約 22億33百万円（設定額のうち執行額）

群馬県　件数比：約 **15** ％

○中小企業への発注量を確保するため、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、令和元年度１１月補正及び２月補正予算においてゼロ県債を活用。

【件数比】約 15.1%　　（うち　単独事業で 約 37.5%）
【設定額】約 26億44百万円

青森県　件数比：約 **7** ％

○令和元年度１１月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為（ゼロ債務負担行為）を設定。

【件数比】約 7.0%　　（うち　単独事業で 約 11.9%）
【設定額】約 41億1百万円（設定額のうち執行額）

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（ゼロ債務負担行為の設定件数／工事の年間発注件数）
※単独事業の件数比は、（単独事業の工事におけるゼロ債務負担行為の設定件数／単独事業の工事件数）

ゼロ債務負担行為を積極的に活用している地方公共団体　市区

愛知県 岡崎市　件数比：約 **15** %

○施工時期の平準化を進めるため、令和元年度１２月補正予算において、舗装修繕、水道管布設替工事及び下水道管改築工事等にゼロ債務負担行為を設定。

【件数比】約 14.9%　（うち　単独事業は 約 15.8%）
【設定額】約 13億64百万円

新潟県 柏崎市　件数比：約 **4** %

○公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。

○新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の２月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結をすることにより、新年度当初の施工を可能にする。

【件数比】約 4.0%　（うち　単独事業は 約 7.9%）
【設定額】約 78百万円

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。

（新潟県柏崎市ＨＰより）

静岡県 三島市　件数比：約 **14** %

○４月５月の工事量を確保するため、年間発注工事の２割にゼロ債務負担行為を設定することを目標としている。

○令和元年度２月補正予算において、道路改良工事等にゼロ債務負担行為を設定。

【件数比】約 13.7%　（うち　単独事業は 約 23.2%）
【設定額】約 2億58百万円

東京都 国分寺市　件数比：約 **14** %

○公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

【件数比】約 14.3%　（うち　単独事業は 約 30.0%）
【設定額】約 1億27百万円

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

ツイート　ページ番号 1014990　更新日　平成29年1月5日

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では，公共工事の発注時期の平準化により，建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に，ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。概要は以下のとおりです。

ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要（PDF 63.0KB）

（東京都国分寺市ＨＰより）

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（ゼロ債務負担行為の設定件数／工事の年間発注件数）
※単独事業の件数比は、（単独事業の工事におけるゼロ債務負担行為の設定件数／単独事業の工事件数）

ゼロ債務負担行為を積極的に活用している地方公共団体　市区　町村

国土交通省

北海道 釧路市　件数比：約 7 %

○建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的に、ゼロ市債を設定し事業を実施。（平成３０年度：２９事業、平成３１年度：１９事業）

○令和２年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

【件数比】約 6.8%　（うち　単独事業は 約 14.1%）
【設定額】約 3億37百万円

群馬県 富岡市　件数比：約 3 %

○新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期と言われる４－６月期に施工することで平準化を図る。

○工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして令和元年１２月にも債務負担行為を２事業に設定。

【件数比】約 3.4%　（うち　単独事業は 約 3.6%）
【設定額】約 27百万円

長野県 軽井沢町　件数比：約 5 %

○地域の建設業者への配慮として施工時期の平準化を図るため、ゼロ債務負担行為を活用。

○平成３０年度１２月補正において、道路補修工事３件に設定。

【件数比】約 5.3%　（うち　単独事業は 約 7.3%）
【設定額】約 32百万円

北海道 岩内町　件数比：約 3 %

○６月以降に工期が集中することを避け、年度当初から工事に着手するために、令和元年度３月補正において、下水道工事にゼロ町債を設定。

【件数比】約 3.4%　（うち　単独事業は 約 4.5%）
【設定額】約 68百万円

広島県 府中町　件数比：約 2 %

○４月１日から道路維持管理業務に着手できるよう、令和元年度１２月補正において、ゼロ債務負担行為を設定。

【件数比】約 2.2%　（うち　単独事業は 約 9.1%）
【設定額】約 25百万円

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（ゼロ債務負担行為の設定件数／工事の年間発注件数）
※単独事業の件数比は、（単独事業の工事におけるゼロ債務負担行為の設定件数／単独事業の工事件数）

交付金事業等で積極的に設定している地方公共団体

都道府県・指定都市

長崎県

件数比：約 **13** ％

○当初予算及び補正予算において、端境期（４－６月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業に債務負担行為（ゼロ債を含む）を設定。

【件数比】約 12.6%
【設定額】約 102億29百万円（設定額のうち執行額）

宮崎県

件数比：約 **4** ％

○翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成２８年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。

【件数比】約 3.9%
【設定額】約 88億57百万円

秋田県

件数比：約 **8** ％

○前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図るため、平成３０年度支出に係る補助金・交付金事業において債務負担行為を設定。

【件数比】約 8.4%
【設定額】約 47億92百万円

青森県

件数比：約 **5** ％

○令和元年度１１月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為（ゼロ債務負担行為）を設定。

【件数比】約 4.6%
【設定額】約30億69百万円（設定額のうち執行額）

福岡県

件数比：約 **5** ％

○令和元年度１２月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【件数比】約 4.6%
【設定額】約 56億75百万円

鹿児島県

件数比：約 **10** ％

○令和元年度１２月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成２８年度からは交付金事業にも拡大。

【件数比】約 9.8%
【件数比】約 82億円

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（補助金・交付金事業の工事における債務負担行為の設定件数／補助金・交付金事業の工事件数）

交付金事業等で積極的に設定している地方公共団体

市区　町村

国土交通省

沖縄県 那覇市　件数比：約 34 %

○早期発注することで計画的に事業が執行できるよう債務負担行為を設定。

○令和元年度１１月補正において、単独事業に加え、市営住宅建替等の交付金事業においても、ゼロ債務負担行為を設定。

【件数比】約 34.4%　【設定額】約 229億58百万円

東京都 荒川区　件数比：約 32 %

○平成３０年度当初予算において、年度をまたぐ交付金事業（公共施設建築工事等１０件）に、債務負担行為を設定。

【件数比】約 32.3%　【設定額】約 17億58百万円

青森県 青森市　件数比：約 20 %

○早めの発注を行い第１四半期の工事量の落ち込みを解消するため、社会資本整備交付金事業において、ゼロ債務負担行為を設定。

○令和元年度１２月補正予算においては、水路護岸整備、道路整備、橋梁修繕等に設定。

【件数比】約 19.7%　【設定額】約 6億19百万円

静岡県 清水町　件数比：約 7 %

○平成３０年度当初予算において、図書館工事等交付金事業に債務負担行為を設定。

【件数比】約 6.7%　【設定額】約 80百万円

愛知県 豊橋市　件数比：約 9 %

○４～６月の工事量を増やし、年間の工事量の波を平準化させるため、債務負担行為を設定。

○平成３１年度当初予算において、学校の校舎建築工事等（１０件）の交付金事業に設定。

【件数比】約 9.1%　【設定額】約 8億35百万円

岩手県 一関市　件数比：約 7 %

○計画的な発注を推進し、工事の年度末への偏りを解消するため、平成３１年３月補正予算において交付金事業へ債務負担行為を設定。

【件数比】約 6.9%　【設定額】約 2億43百万円

三重県 伊勢市　件数比：約 5 %

○４～６月の閑散期の工事量の増加を図るため、平成３０年度当初予算において、交付金事業にも債務負担行為を設定。

【件数比】約 5.0%　【設定額】約 3億22百万円

熊本県 美里町　件数比：約 93 %

○早期に発注を行い、地域の道路・河川整備を前倒しするため、債務負担行為を活用。

○平成３０年度予算において、道路工事等（４４件中４１件）の交付金事業に設定し、令和元年度３月補正予算においても、交付金事業に債務負担行為を設定。

【件数比】約 93.2%　【設定額】約 9億16百万円

※件数比、設定額は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出
※件数比は、（補助金・交付金事業の工事における債務負担行為の設定件数／補助金・交付金事業の工事件数）

3．柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

国土交通省における余裕期間制度

発注者指定方式

余裕期間を設けて工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

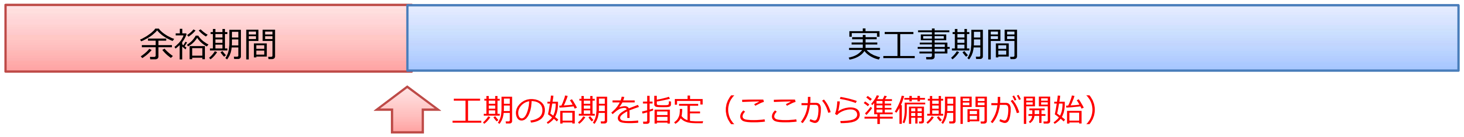

任意着手方式

受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

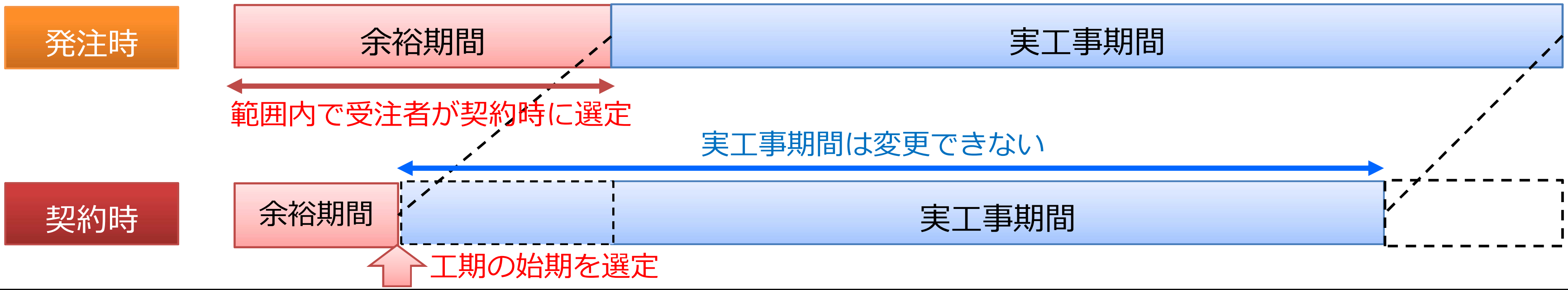

フレックス方式

受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

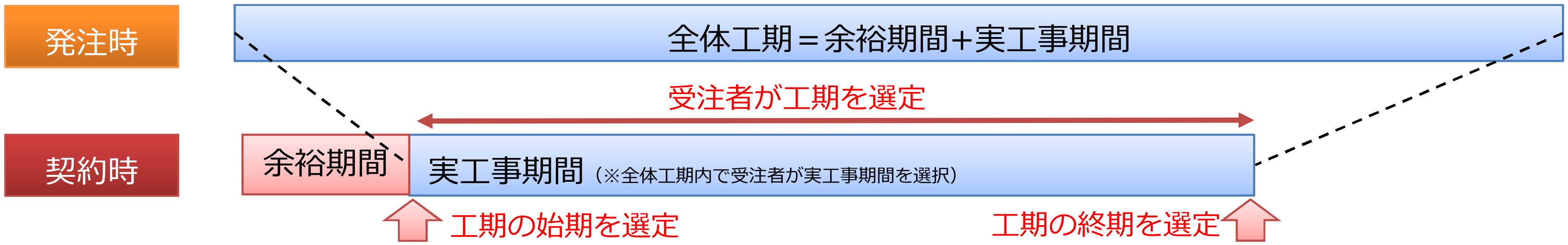

1. 余裕期間の長さ:6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
(2) 実工事期間 ： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

柔軟な工期設定（余裕期間制度の活用）

柔軟な工期の設定の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

都道府県・指定都市

全67団体

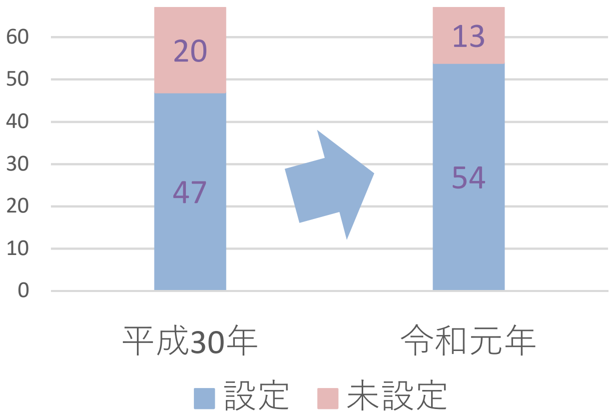

人口10万以上

全262団体（市区）

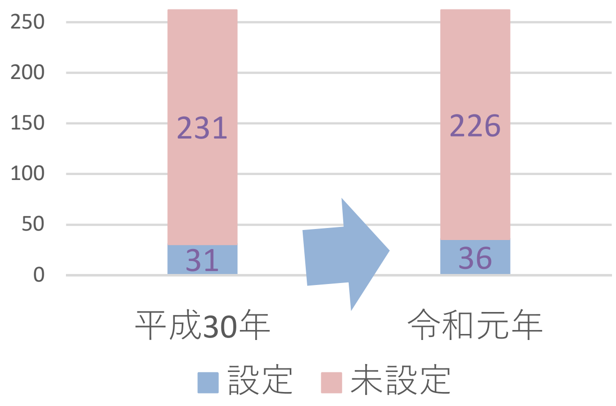

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

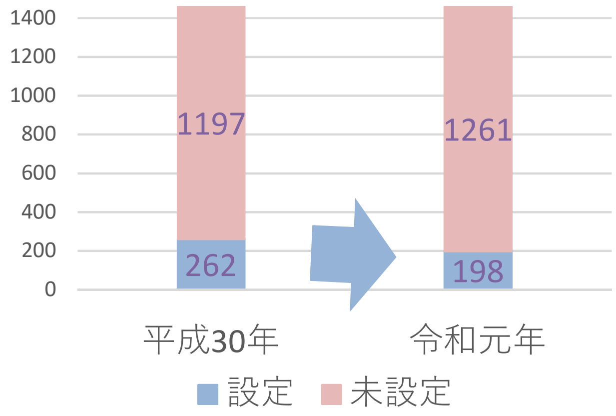

柔軟な工期の設定の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

（年間の工事発注件数に占める柔軟な工期の設定件数比）

都道府県・指定都市

全67団体

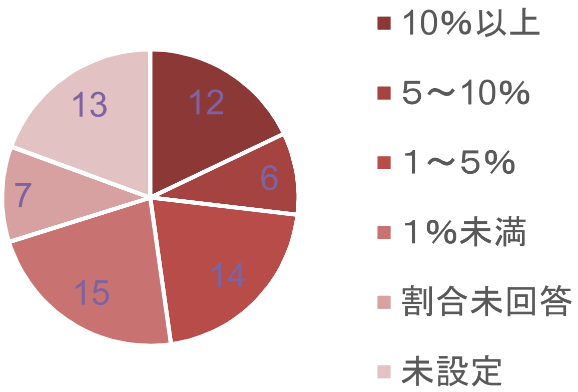

人口10万以上

全262団体（市区）

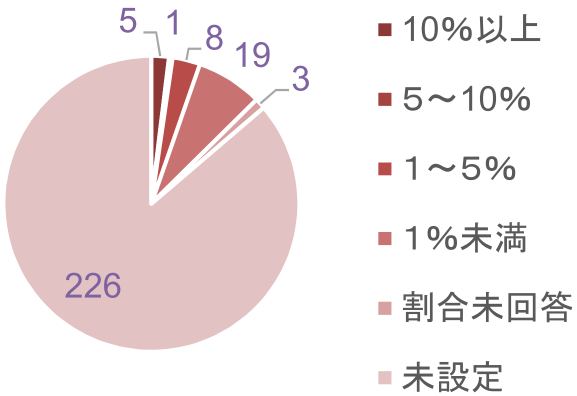

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

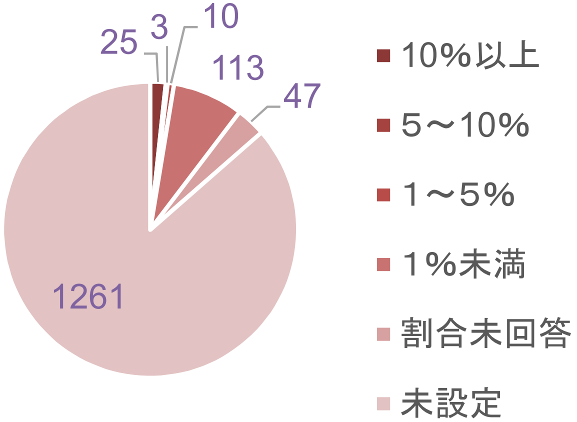

※件数比：柔軟な工期の設定件数／工事の年間発注件数
※「柔軟な工期の設定」について、令和元年度調査より解釈を明確化

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）　※件数比については平成30年度実績

北海道　件数比：約 **48** ％

フレックス工期制実施要領の制定

○建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成２９年１月４日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図

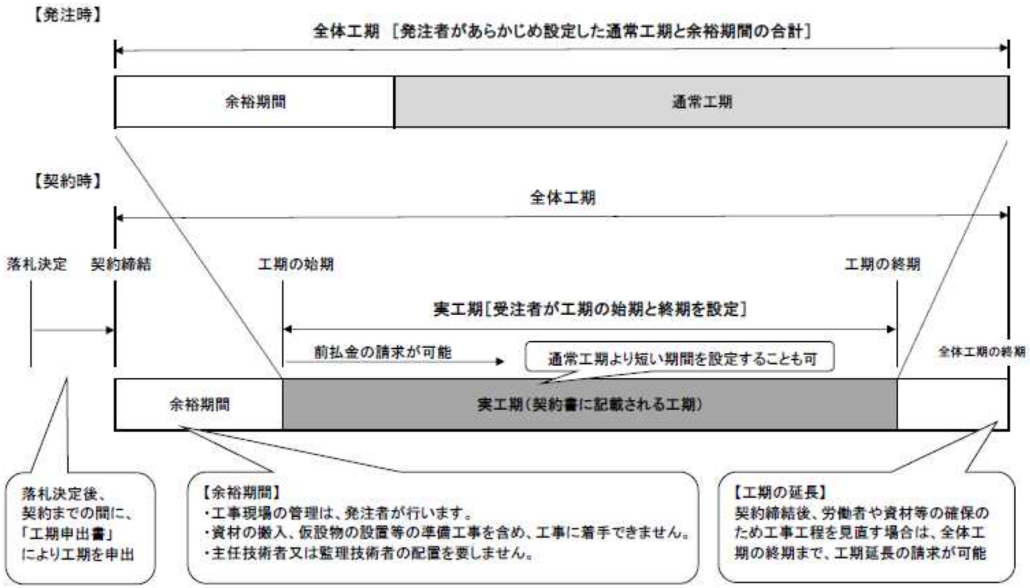

（北海道ＨＰより）

岩手県　件数比：約 **39** ％

余裕期間の設定

○県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の３０％を超えず、かつ４ヶ月（１２０日間）を超えない範囲内※で余裕期間を設定し、発注者が工事の始期日を指定することができる制度を平成２９年２月より導入（工事の始期日を変更する際は受発注者協議により変更できる）。

※　令和２年４月以降入札公告に付する工事は、実工期の４０％を超えず、かつ５ヶ月（１５０日間）を超えない範囲内

余裕期間を設定した工事のイメージ

（岩手県ＨＰより）

※件数比は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出　（柔軟な工期の設定件数／工事の発注件数）

愛媛県

件数比：約 **13** %

余裕工期設定工事の実施

○建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成２８年２月１日より試行。
平成２９年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。

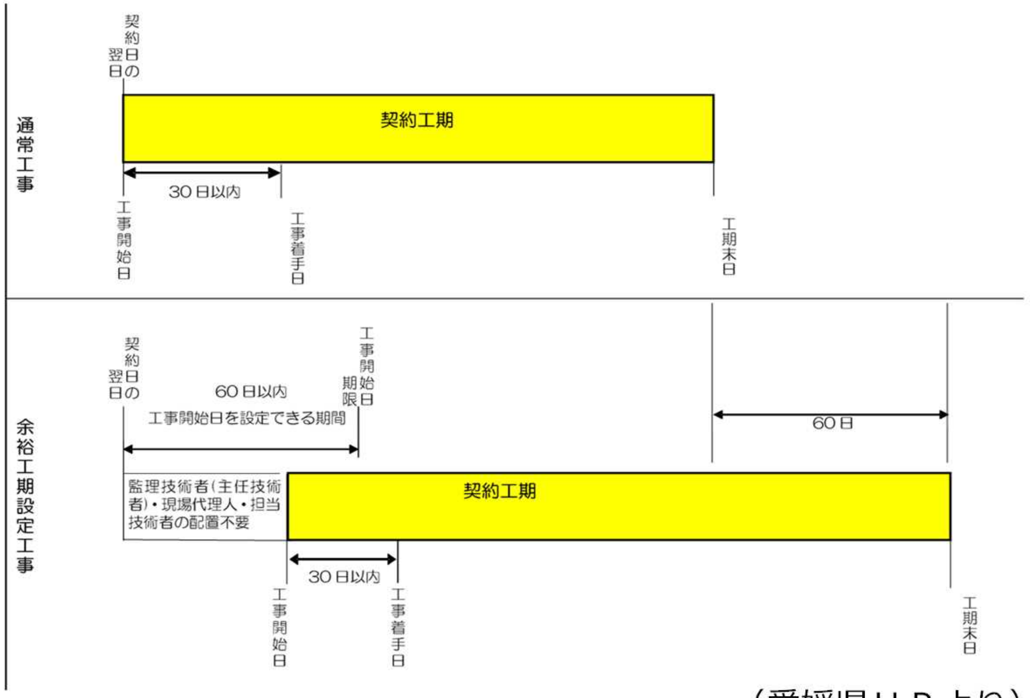

（愛媛県ＨＰより）

高知県

件数比：約 **6** %

余裕期間の設定

○契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とするもの。
年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注部局において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象。
指定にあたっては、
・工事の特性等から、不調・不落の発生が懸念される工事で余裕期間を設定することにより、解消が期待できるもの。
・年度を跨いだ施工が予定されるもの。
を要件としている。

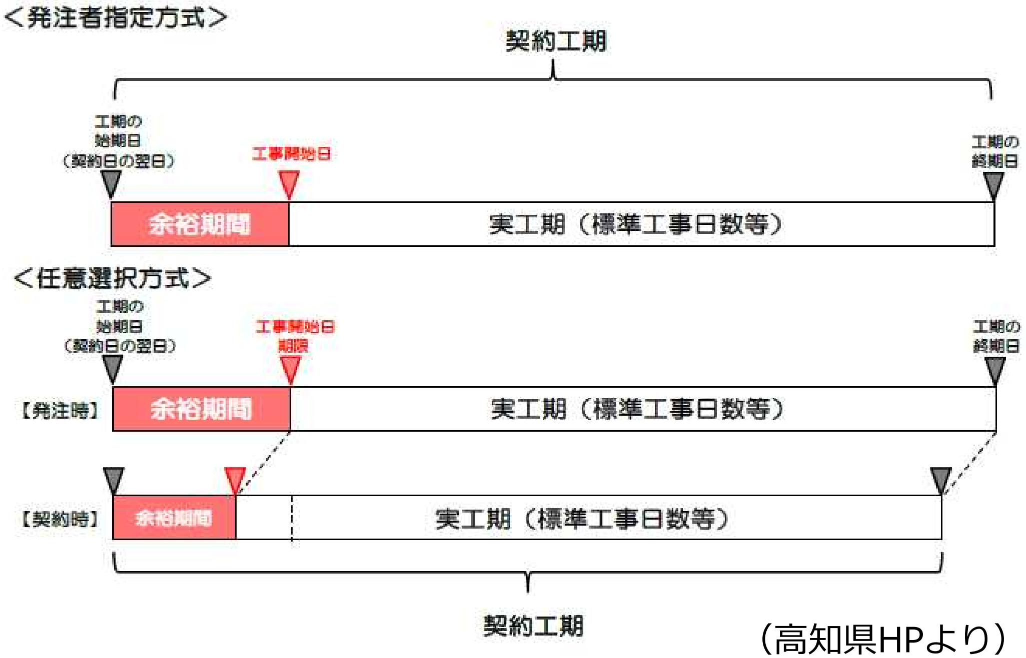

（高知県HPより）

※件数比は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出　（柔軟な工期の設定件数／工事の発注件数）

兵庫県

件数比：約 **2** ％

余裕期間制度の試行

○受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大６０日）を設定した工事を試行。
［実施時期］平成２８年４月入札公告分から実施。

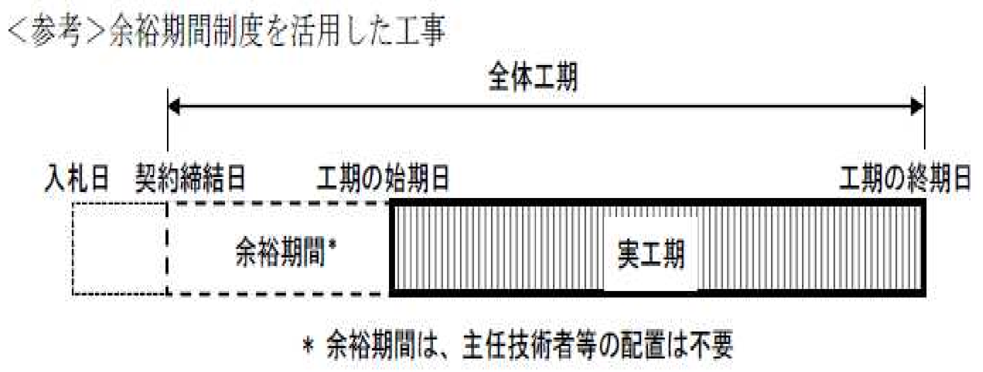

（兵庫県ＨＰより）

三重県

件数比：約 **2** ％

余裕期間の設定

○県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、契約締結日から９０日間を超えない範囲内で余裕期間を設定し、発注者又は受注者が工事の始期日を指定できる制度を平成２９年２月より導入。

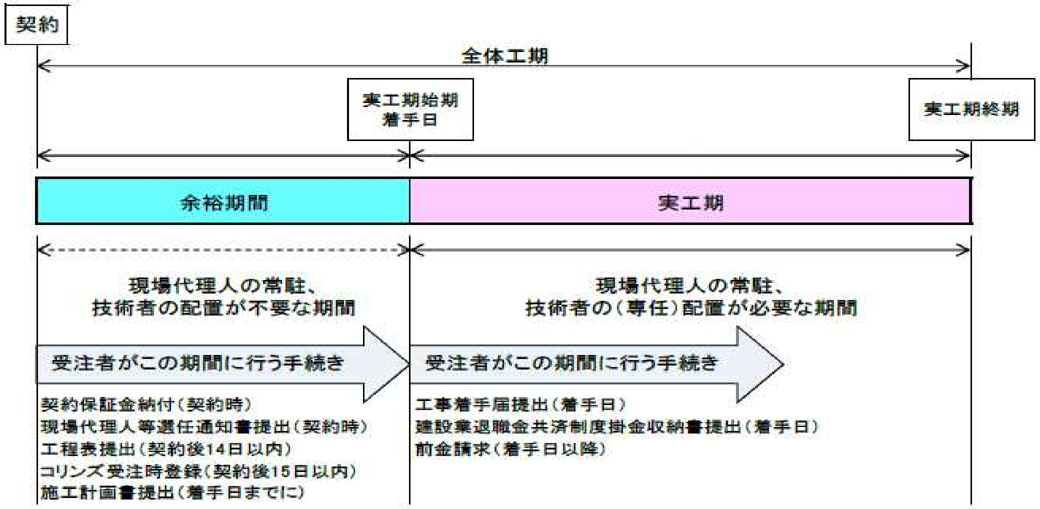

（三重県ＨＰより）

山形県

件数比：約 **3** ％

余裕期間制度の試行

○受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、発注者が示した工事着手期限までの間に受注者が工事の始期を選択できる余裕期間（任意着手方式）を平成２８年１１月から試行導入。

○対象工事は、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事。
※　平成３０年１２月に対象範囲を制限する金額設定を撤廃し適用範囲を拡大。

※件数比は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出 （柔軟な工期の設定件数／工事の発注件数）

熊本県 熊本市　件数比：約 18 ％

○受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

静岡県 浜松市　件数比：約 2 ％

○施工時期の平準化や円滑な施工体制の確保を実現するため、建設工事において受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事の対象を拡大し、平成３０年５月より実施。

熊本県 天草市　件数比：約 18 ％

○余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し３ヵ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

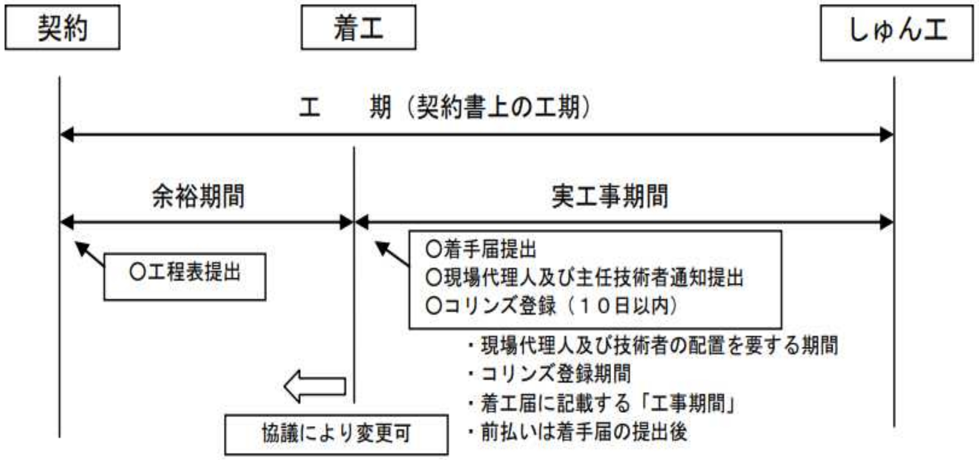

千葉県 浦安市　件数比： 100 ％

○地域の建設業者より、技術者が不足気味だが、余裕期間制度が活用されれば入札に参加できるので採用して欲しいとの要望がありフレックス方式の活用を開始。
130万円を超える全ての工事をフレックス方式の対象工事としている。

岐阜県 岐阜市　件数比：約 46 ％

○技術者の配置を柔軟にするため、一般競争入札案件は全ての工事を余裕期間制度の対象工事としている。
ただし、工期末を確定させるため、任意着手方式やフレックス方式ではなく、発注者指定方式を活用している。

※件数比は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出　（柔軟な工期の設定件数／工事の発注件数）

4．速やかな繰越手続

悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

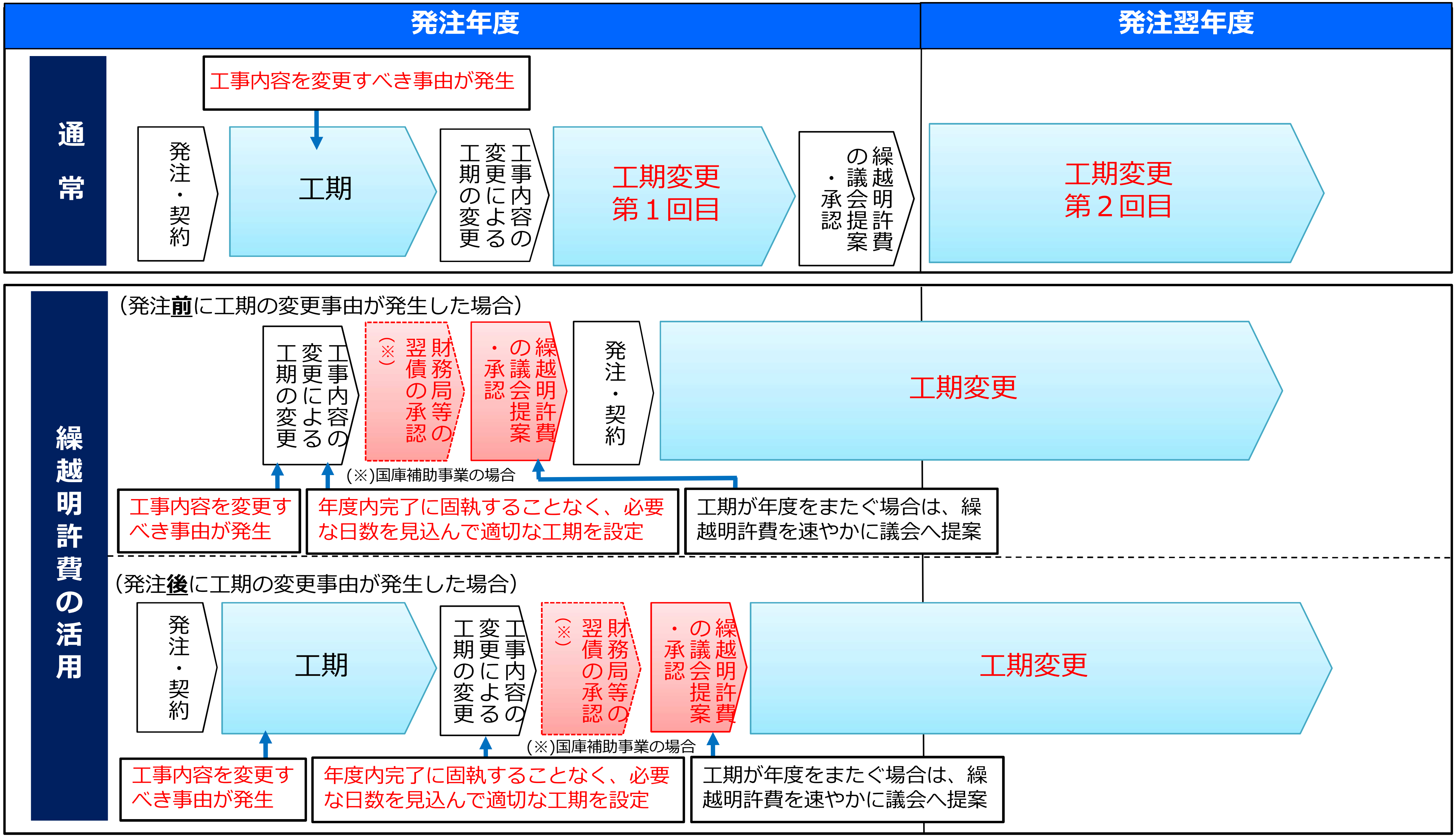

速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

速やかな繰越手続の実施の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

都道府県・指定都市

全67団体

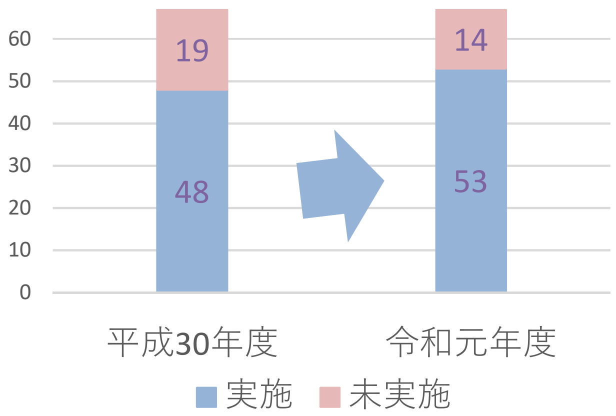

人口10万以上

全262団体（市区）

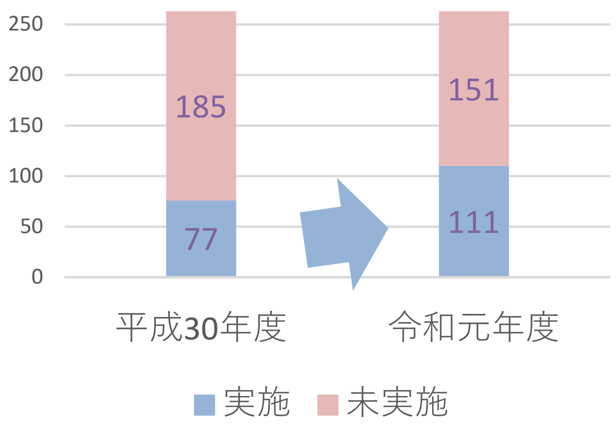

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

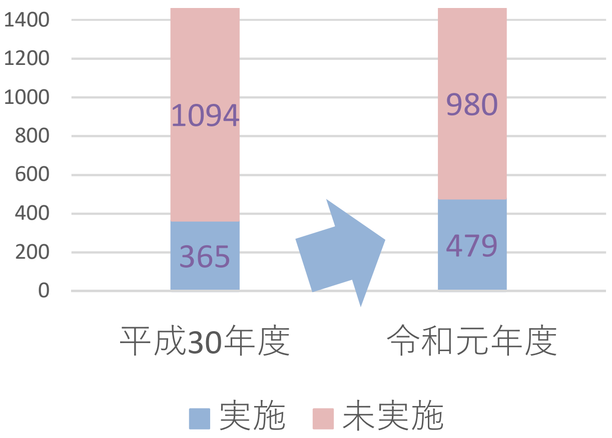

速やかな繰越手続の実施の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

（速やかな繰越手続の実施時期）

都道府県・指定都市

全67団体

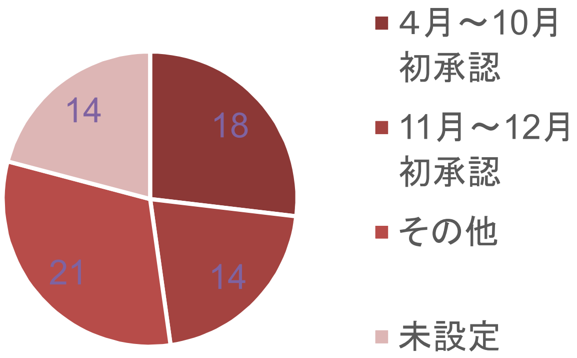

人口10万以上

全262団体（市区）

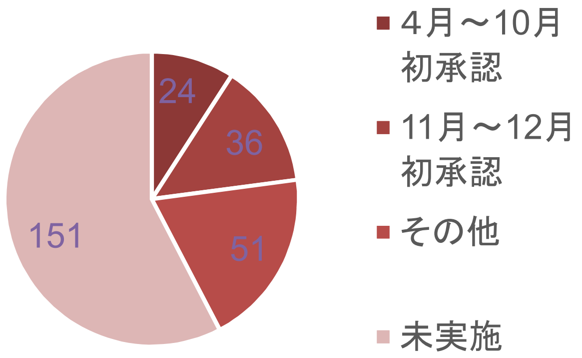

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

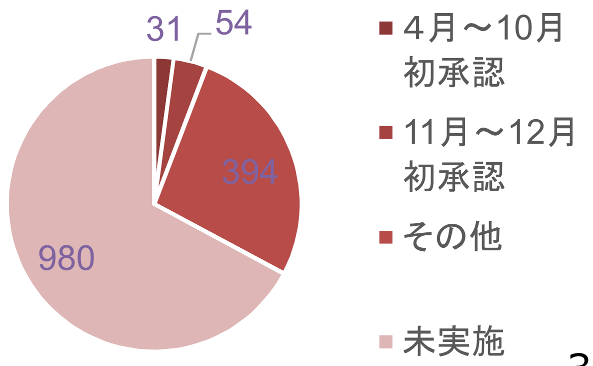

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）　※実施時期については、平成30年度実績

宮崎県　6月議会で対応

○令和元年度６月補正予算及び９月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計16事業について繰越明許費（９３億４７ 百万円）を、１１月補正予算において繰越明許費（３５億６２百万円）を計上。

岡山県　９月議会で対応

○令和元年度9月補正予算において、地方道路整備事業等の繰越明許費（３２億１百万円（土木部関係））を設定。また、令和元年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（５７億１３百万円（土木部関係））を設定。

沖縄県　９月議会で対応

○令和元年度９月補正予算において、道路事業、港湾事業や公園事業等について繰越明許費（１８億６百万円）を設定し、９月定例議会に提出。また、令和元年度１１月補正予算においても、道路事業や港湾事業、下水道事業等の繰越明許費（４９億９３百万円）を設定し、１１月定例議会に提出。

群馬県　９月議会で対応

○令和元年度９月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（２９億７０百万円（県土整備費関係））を設定し、９月定例議会に提出。

栃木県　９月議会で対応

○令和元年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（２８１億３５百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会に提出。

埼玉県　１２月議会で対応

○令和元年度１２月補正予算(１２月県議会に計上)において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事・委託業務について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業(計２６事業)で繰越明許費８２億３７百万円(県土整備部関係)を設定。

鳥取県 鳥取市 9月議会で対応

○平成３０年度においては、9月補正において、橋梁修繕工事に繰越明許費（４４百万円（土木関係費））を設定し、９月定例会に提出。

○１２月補正において、道路改良工事等に繰越明許費（５億９５百万円（土木関係費））を設定し、１２月定例会に提出。

静岡県 森町 １１月議会で対応

○平成３０年度１１月補正予算において、空調設備（町内の幼稚園、小学校、中学校）及び下水道整備計画の策定委託について、繰越明許費（１億８３百万円）を設定し、１１月臨時会に提出。

○平成３０年度１２月補正予算において、コミュニティ消防センター建設事業について、繰越明許費（１６百万円）を設定し、１２月定例会に提出。

長崎県 長崎市 9月議会で対応

○令和元年度９月補正予算において、繰越明許費（７０百万円）を設定。

○令和元年度11月補正予算において、繰越明許費（３３億１２百万円）を設定。令和2年2月補正予算において、繰越明許費（９億５５百万円）を設定。

長野県 箕輪町 １２月議会で対応

○標準工期が確保できないものや、発注済でやむを得ない事情により年度内竣工が困難なものについては、速やかに繰越の承認を受けるようにしている。

○令和元年度においては、事業規模から標準工期が確保できない造成工事や橋梁長寿命化詳細点検・補修設計業務委託など、６事業について繰越明許費（２億２２百万円）を設定し、１２月定例会に提出。

島根県 出雲市 １２月議会で対応

○平成３０年１２月補正予算において、小学校エアコン整備事業等について、繰越明許費（８５０，０００千円）を設定し、第３回定例会（１２月）に提出。

広島県 府中町 １２月議会で対応

○平成３０年度１２月補正予算において、防災行政無線事業に繰越明許費（１５百万円（消防費関係））を設定し、第５回定例会（１２月）に提出。

5．積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

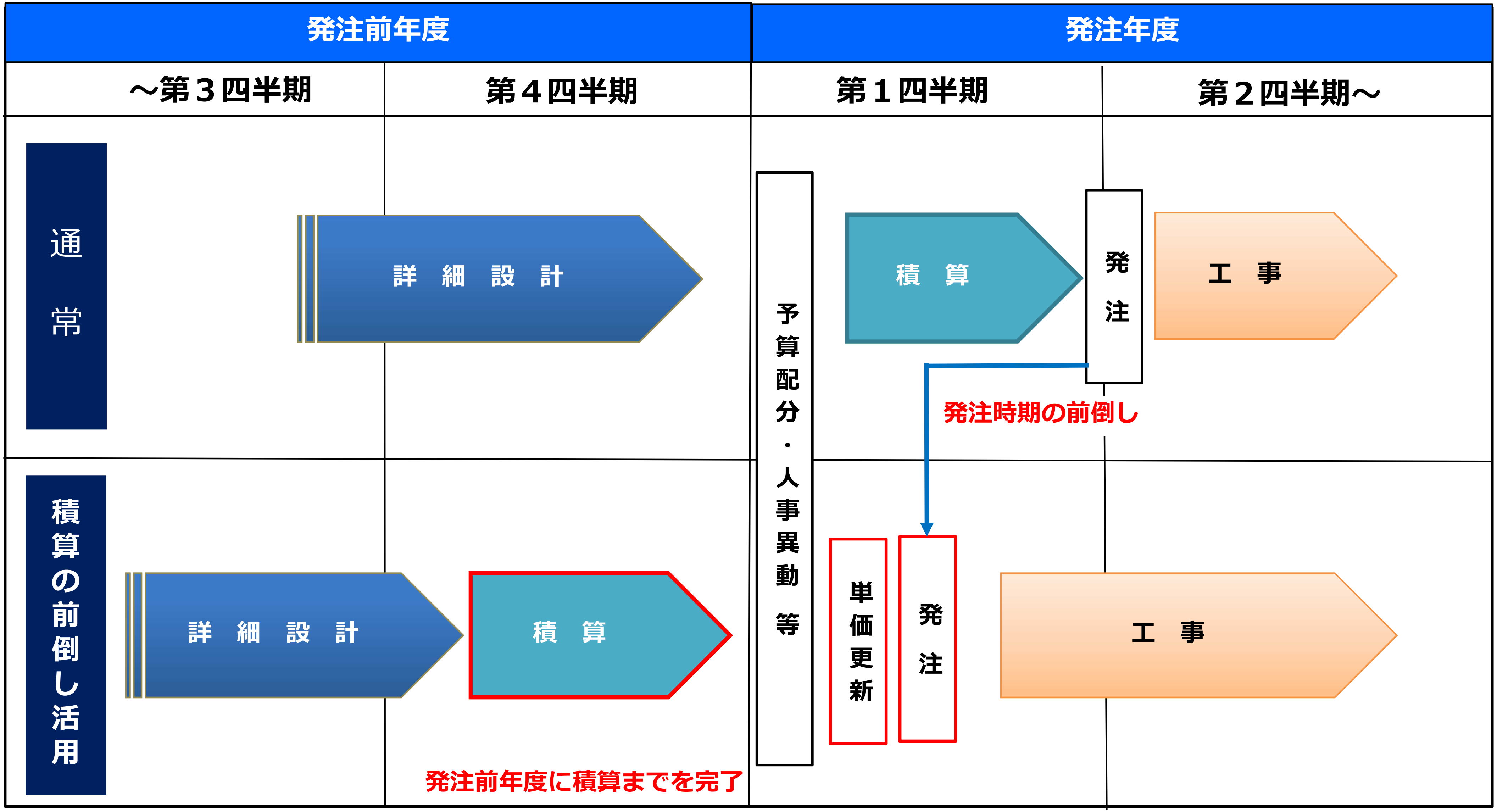

積算の前倒し／早期執行のための目標設定・公表

積算の前倒しの実施の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

都道府県・指定都市

全67団体

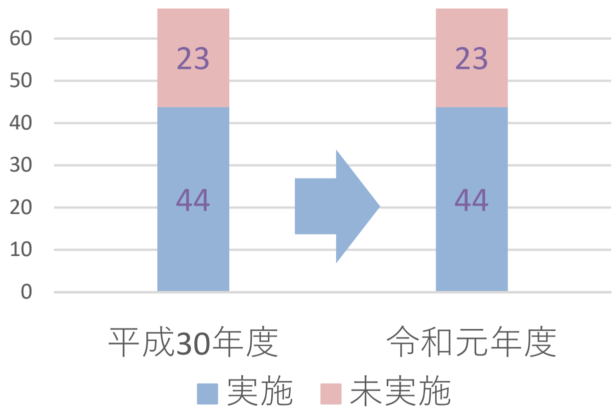

人口10万以上

全262団体（市区）

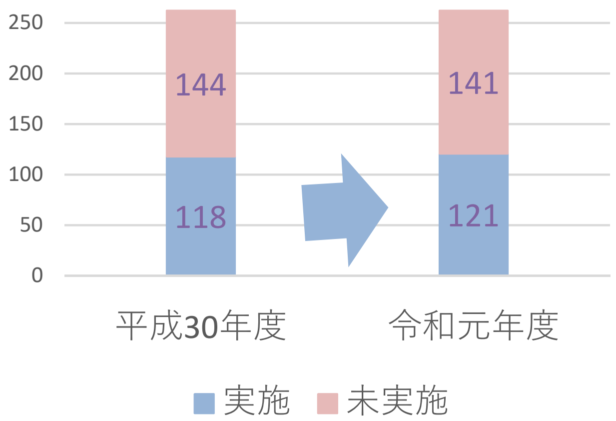

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

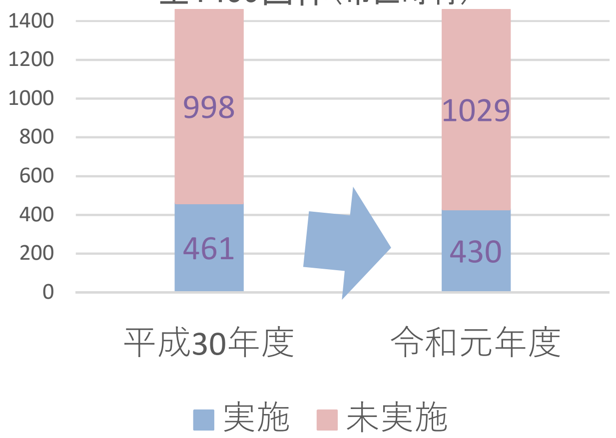

早期執行のための目標設定・公表の実施の有無

※グラフ内の数字は地方公共団体数

都道府県・指定都市

全67団体

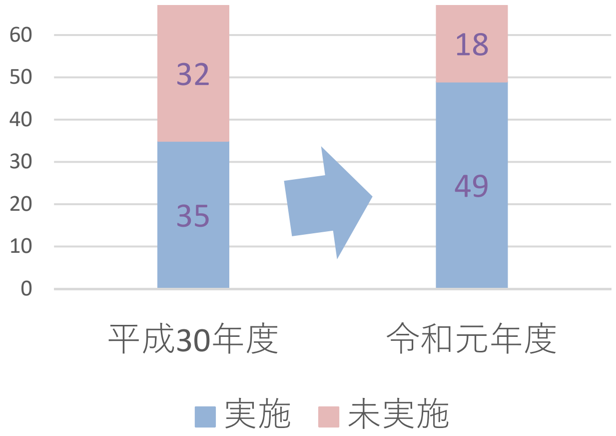

人口10万以上

全262団体（市区）

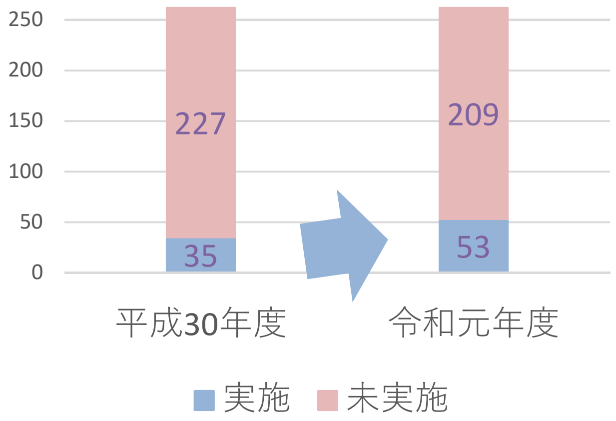

人口10万未満

全1459団体（市区町村）

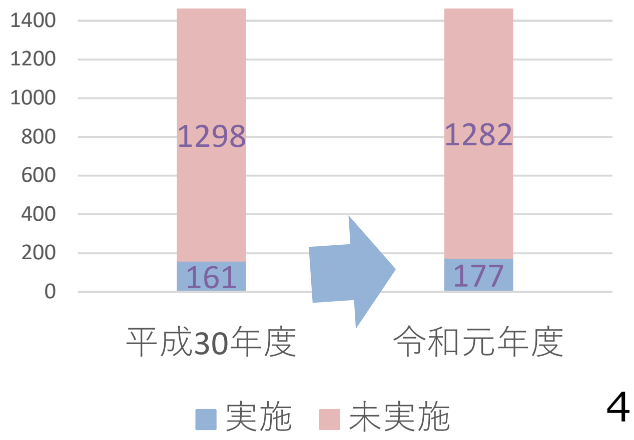

※「積算の前倒し」の定義について、令和元年度調査より解釈を明確化

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）

兵庫県　件数：395 件

○設計が完了したら速やかに積算を行っている。

○前年度のうちに設計が完了したものは、発注年度当初の４，５，６月に工事の発注手続きを行っている。

京都府 宇治市　件数：35 件

○発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施。

和歌山県　件数：260 件

○年度当初の早期発注を可能とするため、前年度のうちに、設計・積算を行い、あらかじめ発注の準備を進めている。

熊本県 美里町　件数：44 件

○前年度までに積算を行っている。

○発注前年度に設計をし、発注年度の４，５月に早期発注を行っている。

埼玉県　件数：202 件

○前年度中に積算など発注の準備を終え、新年度４～６月に契約を行う工事を一定規模設定。

岩手県 矢巾町　件数：17 件

○４月１日からの手続を速やかに行えるよう、旧年度単価にて２月中旬から積算を行うこととしている。

※件数比は「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成30年度実績）」より算出

６．早期執行のための目標設定等（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に４～６月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。また、発注の見通しを公表することにより、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

具体的な市区町村取組例（発注見通しを公表している市の例）

安曇野市 AZUMINO CITY

令和2年度建設工事発注予定（4月7日更新）

令和2年度　発注見通し表（第1四半期）

番号	工　事　名	工事箇所	工　事　概　要	業　種	入札予定月	工事期間（月数）	入札方法
1	令和2年度　道路橋梁維持事業　市道穂高1級20号線舗装補修工事	穂高	アスファルト舗装工 L=190m W=6.5m	舗装工事	6	4	競争入札
2	令和2年度　道路橋梁維持事業　市道豊科1級30号線舗装補修工事	豊科	アスファルト舗装工 L=100m W=6.5m	舗装工事	6	3	競争入札
3	令和2年度　防災安全交付金舗装修繕事業　市道豊科1級23号線舗装補修工事	豊科	アスファルト舗装工　L=300m W=7.5m	舗装工事	7	4	競争入札
4	令和2年度　防災安全交付金橋梁修繕事業　等々力大橋補修工事	穂高	橋梁補修　2橋	とび･土工･コンクリート工事	9	4	競争入札

○学校・上下水道等を含め、**部局横断的に情報を集約**し、２５０万円を超える建設工事の年間発注見通し表を公表している。

○四半期ごとの年４回更新している。

三条市 SANJO CITY

公共工事等発注見通し

平成31年度　三条市公共工事発注見通し一覧表【2回目】

No	発注機関	担当課	工　事　名	工事場所	工事概要	工期	入札契約方式	工種	入札予定時期
1	三条市	建設課	市道北五百川中通線道路改良工事	北五百川地内	L=約60m	約8か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	三条市	建設課	市道井栗249号線道路改良工事	井栗一丁目地内	L=約40m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
3	三条市	建設課	月岡地内排水路改良工事	月岡地内	L=約30m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

○学校・消防・上下水道等を含め、**市内全部局の情報を、部局横断的に集約**し、発注を予定している建設工事の年間見通表を公表している。

○発注見通しの公表回数を増やすため、様式を改善し、担当課の負担を軽減した。

帯広市 Obihiro City

建設工事発注予定情報

令和２年度　帯広市建設工事等　発注見通し（令和２年４月１日現在）

令和２年４月１日現在

番号	予算課	工種	工　事　名	工事担当課	概算設計額（税込、千円）【公表用】	予定工期（始）	予定工期（終）	契約方法	施工場所	工事概要	特記事項【公表用】
1	土木課	土木一式	帯広圏都市計画道路3･4･34号青柳通整備工事（橋梁下部工）	土木課	135,100	9月	R3 3月	一般競争入札	西8～9条南31～34丁目	橋台2基　外 L=20m、W=18.00m	国の交付金等の内示額によっては、金額の変更あり
2	土木課	土木一式	愛国大橋補修工事	土木課	100,000	6月	R3 1月	一般競争入札	稲田町東2線	表面含浸材 塗装塗替　外	国の交付金等の内示額によっては、金額の変更又は未執行の可能性あり

○発注見通しに特記事項欄を設け、国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載している。

東京都

○令和３年度を目標年度とした目標値を業種ごとに定め、**全庁を挙げて**平準化に係る取組を強化。

○ゼロ都債及び工期１２か月未満の債務負担行為の積極的な活用を検討するとともに、庁内連絡会にて**各局の課題や優良な取組事例を共有**するなど、平準化に係る取組を推進。

業種	平準化率	
	目標（R3年度）	参考（H30年度実績）
建築	0.90以上	0.83
土木	0.90以上	0.79
設備	0.80以上	0.69

（東京都HPより）

山形県

○令和元年度上半期における公共事業等の施行状況のうち、政府の補正予算を活用した事業の契約率については、早期発注に努め、概ね８０％とした目標に対して、８０．２％という結果になった。

○また、政府の補正予算を活用した事業以外の契約率については、概ね６０％とした目標に対して、６５．８％という結果となった。

区分	対象事業費［a］	上半期目標契約率	上半期実績	
			契約率［b/a］	契約額［b］
(1) 政府の補正予算を活用した事業分	22,270 百万円	８０％	80.2%	17,853 百万円
(2) (1) を除く公共事業費等	98,261 百万円	６０％	65.8%	64,645 百万円

（山形県HPより）

新潟県 長岡市

○毎年、**全部局に対し、当初予算に係る公共事業費の上半期執行率の目標を設定**している。

○土木部においては、執行状況について毎月目標を定め、随時達成状況を確認し、発注担当課で共有している。上半期に８０％の執行を目標設定し、令和元年度は目標を達成した。

鹿児島県 鹿児島市

○入契法及び「鹿児島市建設工事等発注見通しの公表要領」に基づき、工事等の発注見通しを公表している。

○また、鹿児島市公共事業等施行推進本部会議を毎年開催し、早期発注を目的とした上半期執行目標率を設定し、**全庁的に取り組んでいる**。

滋賀県 大津市

○**部局を横断**した庁内の発注見通しをHPに集約し、受注者が市の発注情報を入手しやすいよう工夫している。

OTSU 大津市

令和2年度建設工事発注見通し

いいね！ シェア ツイート 更新日：2020年04月01日

ここに公表する内容は、契約検査課において発注する見通しのある工事について記載したものであり、この時点で発注が予想されない工事、入札等の時期の見通しの立たない工事、工事概要が未定の工事については記載しておりません。
このため、この公表以後に内容が変更になる場合、公表以後の状況の変化により発注されない場合、またはここに公表されてない工事が発注される場合があります。

施工課（令和2年4月1日現在）

- 施設整備課 (PDF: 57.8KB)
- 環境美化センター (PDF:
- 北部クリーンセンター (P
- 都市魅力づくり推進課 (P
- 公園緑地課 (PDF: 72.5KB
- 建築指導課 (PDF: 60.8KB
- 道路・河川管理課 (PDF:
- 建築課(工事) (PDF: 121.4

令和2年度建設工事発注見通し【水道ガス整備課】

（令和2年4月） No.1

工事名	種別	工事場所	入札契約の方法	期間	工事概要	入札予定時期 契約予定時期
水管橋設置工事	土木一式	木戸	一般競争入札	約6か月	ステンレス管300A L=23m 下部工・基礎工 2箇所 ダクタイル鋳鉄管 φ300 L=50m	第2四半期
浄水場連絡管布設工事	土木一式	におの浜四丁目	受注希望型指名競争入札	約4か月	ダクタイル鋳鉄管 φ700 L=360m	第2四半期
配水管布設替工事	土木一式	茶戸町ほか	受注希望型指名競争入札	約3か月	ダクタイル鋳鉄管 φ200 L=230m 給水管切替工 40件	第1四半期
配水管布設工事	土木一式	一里山四丁目ほか	受注希望型指名競争入札	約4か月	ダクタイル鋳鉄管 φ500 L=150m ダクタイル鋳鉄管 φ400 L=400m	第1四半期
配水管布設工事	土木一式	三井寺町ほか	受注希望型指名競争入札	約5か月	ダクタイル鋳鉄管 φ600 L=90m ダクタイル鋳鉄管 φ500 L=80m ダクタイル鋳鉄管 φ200 L=210m ポリエチレン管 φ100 L=95m	第1四半期

関連リンク

- 企業局発注分（大津市企業局ホームページ）

秋田県 秋田市

○発注見通しを毎月県に報告し発注情報の統合を行うとともに、市のHPにおいても、四半期に一度HPを更新し、最新の情報を受注者に提供している。

秋田市 Akita City

工事発注の見通し

ページ番号1002118 更新日 令和2年4月1日

印刷 大きな文字で印刷

令和2年度

- 令和2年4月当初工事発注見通し （PDF 280.3KB）

令和2年度における建設工事の発注見通し（4月当初）

部局名	課所室名	No.	工事名	工事場所	種別	入札方法	入札時期	工事開始	工事終了	工事概要(必ず記載すること)
総務部	財産管理活用課	1	秋田市庁舎分館トイレ改修工事	山王一丁目2番34号	建築	要件付一般競争入札	令和2年5月	令和2年6月	令和2年10月	秋田市庁舎分館1階および2階のトイレ改修(前室、給湯室を含む)
		2	秋田市庁舎分館トイレ改修機械設備工事	山王一丁目2番34号	管	要件付一般競争入札	令和2年5月	令和2年6月	令和2年10月	トイレ改修に伴う機械設備工事 また、給水方式を受水槽方式から直圧給水方式に変更
		3	秋田市庁舎分館トイレ改修電気設備工事	山王一丁目2番34号	電気	要件付一般競争入札	令和2年5月	令和2年6月	令和2年10月	トイレ改修に伴う電気設備工事
		4	旧森林総合利用施設解体工事	河辺三内字柳台	解体	要件付一般競争入札	令和2年5月	令和2年6月	令和2年10月	木造平家建 101.99㎡ 全解体
観光文化スポーツ部	観光振興課	5	雄和ふるさと温泉給湯設備工事	雄和神ヶ村字舟川	機械器具設置	公募型指名競争入札	令和2年6月	令和2年7月	令和3年1月	配管設備、源泉井戸ポンプ設備、旧井戸埋坑、ポンプ小屋建設、電気設備、自動制御設備工事
		6	雄和観光花き栽培園管理棟建替工事	雄和妙法字糠塚	建築	公募型指名競争入札	令和2年8月	令和2年8月	令和3年3月	建築：木造平家建て(延床面積270平米程度)、電気設備、機械設備工事
		7	まちなか観光案内拠点整備に伴う環境整備工事	大町一丁目	建築	公募型指名競争入札	令和2年9月	令和2年10月	令和3年3月	建築：木造平家建て(延床面積13平米程度)、電気設備、機械設備、外構整備工事(面積300平米程度)

（参考資料）

都道府県による平準化の取組状況①

団体名	(さ)債務負担行為の活用				(し)柔軟な工期設定		(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定	(参考)平準化率
	工期1年未満工事における債務負担行為の設定		ゼロ債務負担行為の設定							
	有無	状況	有無	状況	有無	状況				
北海道	○	14.8%	○	4.3%	○	47.6%	11月～12月初承認	○	×	0.70
青森県	×	×	○	7.0%	○	10.4%	その他	○	○	0.73
岩手県	○	14.8%	○	3.7%	○	39.0%	その他	○	○	0.88
宮城県	○	12.2%	○	2.9%	○	100.0%	×	○	×	0.93
秋田県	×	×	○	8.6%	○	2.8%	11月～12月初承認	○	○	0.84
山形県	○	0.3%	○	4.8%	○	3.0%	11月～12月初承認	×	○	0.77
福島県	○	–	○	–	○	–	4月～10月初承認	○	○	0.76
茨城県	○	0.1%	○	6.6%	○	6.6%	×	○	○	0.64
栃木県	○	0.0%	○	3.5%	○	62.8%	その他	○	○	0.72
群馬県	○	1.7%	○	15.1%	○	10.2%	その他	○	○	0.75
埼玉県	○	3.5%	○	6.0%	○	29.2%	4月～10月初承認	○	○	0.70
千葉県	×	×	○	5.3%	○	7.5%	4月～10月初承認	○	○	0.60
東京都	○	–	○	–	○	–	その他	○	○	0.76
神奈川県	○	4.0%	○	11.4%	×	×	4月～10月初承認	×	○	0.64
新潟県	○	–	○	–	○	–	×	×	○	0.88
富山県	×	×	○	–	○	–	その他	×	×	0.79
石川県	○	3.4%	○	1.7%	×	×	11月～12月初承認	○	×	0.71
福井県	○	0.4%	○	2.4%	○	0.0%	4月～10月初承認	○	×	0.84
山梨県	○	4.5%	○	1.8%	○	0.0%	4月～10月初承認	○	○	0.72
長野県	○	35.2%	○	8.3%	○	6.4%	×	×	○	0.80
岐阜県	○	17.7%	○	4.4%	○	10.1%	4月～10月初承認	○	○	0.78
静岡県	○	17.1%	○	10.7%	○	0.8%	11月～12月初承認	×	○	0.67
愛知県	○	1.7%	○	1.8%	×	×	その他	×	×	0.66
三重県	○	38.6%	×	×	○	1.6%	11月～12月初承認	×	○	0.76

※(さ)～(そ)の項目については、令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点)より算出　※(さ)～(す)の設定状況、(せ)については平成30年度実績
※平準化率の定義:4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター　コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)
※(さ)・(し)における各取組状況について、割合未回答の地方公共団体は「－」と表示

都道府県による平準化の取組状況②

団体名	(さ)債務負担行為の活用				(し)柔軟な工期設定		(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定	(参考)平準化率
	工期1年未満工事における債務負担行為の設定		ゼロ債務負担行為の設定		有無	状況				
	有無	状況	有無	状況						
滋賀県	○	31.6%	○	7.0%	×	×	その他	○	○	0.75
京都府	○	7.4%	○	1.0%	○	5.3%	11月～12月初承認	×	○	0.79
大阪府	○	0.8%	○	0.1%	×	×	その他	○	○	0.76
兵庫県	○	13.4%	○	10.8%	○	2.1%	×	○	○	0.81
奈良県	○	14.5%	○	3.1%	○	2.9%	4月～10月初承認	○	○	0.77
和歌山県	○	13.2%	○	0.6%	○	0.0%	4月～10月初承認	○	○	0.72
鳥取県	○	1.0%	○	4.5%	○	1.8%	4月～10月初承認	×	○	0.83
島根県	○	4.4%	○	3.0%	○	0.4%	その他	×	×	0.82
岡山県	○	–	○	–	○	0.6%	4月～10月初承認	×	○	0.56
広島県	○	37.4%	×	×	○	0.0%	4月～10月初承認	○	○	0.61
山口県	×	×	○	3.5%	×	×	11月～12月初承認	○	○	0.80
徳島県	○	13.0%	○	1.6%	○	1.3%	×	×	○	0.68
香川県	○	–	○	–	○	–	その他	○	○	0.82
愛媛県	○	0.0%	○	2.7%	○	12.6%	4月～10月初承認	○	○	0.72
高知県	○	0.0%	○	0.4%	○	5.5%	その他	○	○	0.63
福岡県	○	0.7%	○	6.2%	○	1.9%	11月～12月初承認	○	×	0.71
佐賀県	×	×	○	3.9%	○	0.0%	4月～10月初承認	×	○	0.81
長崎県	○	3.3%	○	9.0%	×	×	その他	×	○	0.65
熊本県	○	0.0%	○	0.5%	○	49.8%	×	×	×	0.87
大分県	○	5.9%	○	7.2%	×	×	4月～10月初承認	○	○	0.87
宮崎県	○	1.2%	○	3.7%	○	7.5%	その他	○	○	0.76
鹿児島県	○	1.6%	○	14.4%	○	10.5%	×	○	○	0.65
沖縄県	×	×	○	–	○	–	その他	○	○	0.71

※(さ)～(そ)の項目については、令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点)より算出　※(さ)～(す)の設定状況、(せ)については平成30年度実績
※平準化率の定義:4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター　コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)
※(さ)・(し)における各取組状況について、割合未回答の地方公共団体は「－」と表示

指定都市による平準化の取組状況

団体名	(さ)債務負担行為の活用				(し)柔軟な工期設定		(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定	(参考)平準化率
	工期1年未満工事における債務負担行為の設定		ゼロ債務負担行為の設定		有無	状況				
	有無	状況	有無	状況						
札幌市	○	1.2%	○	12.2%	○	0.9%	その他	○	○	0.79
仙台市	○	2.3%	○	1.7%	○	2.7%	×	○	×	0.66
さいたま市	×	×	○	9.5%	×	×	11月～12月初承認	○	○	0.63
千葉市	×	×	○	7.6%	○	0.0%	×	○	○	0.42
横浜市	×	×	○	1.1%	○	1.1%	×	○	○	0.75
川崎市	○	1.6%	○	0.0%	○	0.0%	その他	○	×	0.67
相模原市	×	×	○	－	○	－	その他	×	×	0.45
新潟市	○	3.3%	○	1.2%	×	×	その他	×	×	0.69
静岡市	○	1.1%	○	5.4%	○	4.3%	4月～10月初承認	×	○	0.70
浜松市	○	0.7%	○	8.7%	○	1.6%	11月～12月初承認	○	○	0.46
名古屋市	○	6.4%	○	7.5%	○	0.2%	4月～10月初承認	○	×	0.71
京都市	○	4.0%	○	0.6%	○	0.0%	11月～12月初承認	○	○	0.65
大阪市	○	0.0%	○	0.3%	○	0.0%	×	×	○	0.64
堺市	○	3.4%	○	12.5%	×	×	その他	○	×	0.65
神戸市	○	2.4%	○	2.7%	○	3.3%	11月～12月初承認	○	○	0.61
岡山市	○	0.8%	○	5.0%	×	×	4月～10月初承認	○	×	0.69
広島市	○	4.8%	○	2.0%	○	3.1%	×	×	×	0.80
北九州市	○	1.4%	○	0.8%	○	0.0%	11月～12月初承認	○	○	0.61
福岡市	○	2.4%	○	6.9%	×	×	その他	×	○	0.59
熊本市	×	×	○	0.3%	○	17.6%	×	×	×	0.75

※(さ)～(そ)の項目については、令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和元年11月1日時点)より算出　※(さ)～(す)の設定状況、(せ)については平成30年度実績
※平準化率の定義:4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター　コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)
※(さ)・(し)における各取組状況について、割合未回答の地方公共団体は「ー」と表示

市区町村による取組状況（債務負担行為の活用）

都道府県別の市区町村による債務負担行為設定の有無の状況

■設定　■未設定

※グラフ内の数字は地方公共団体数

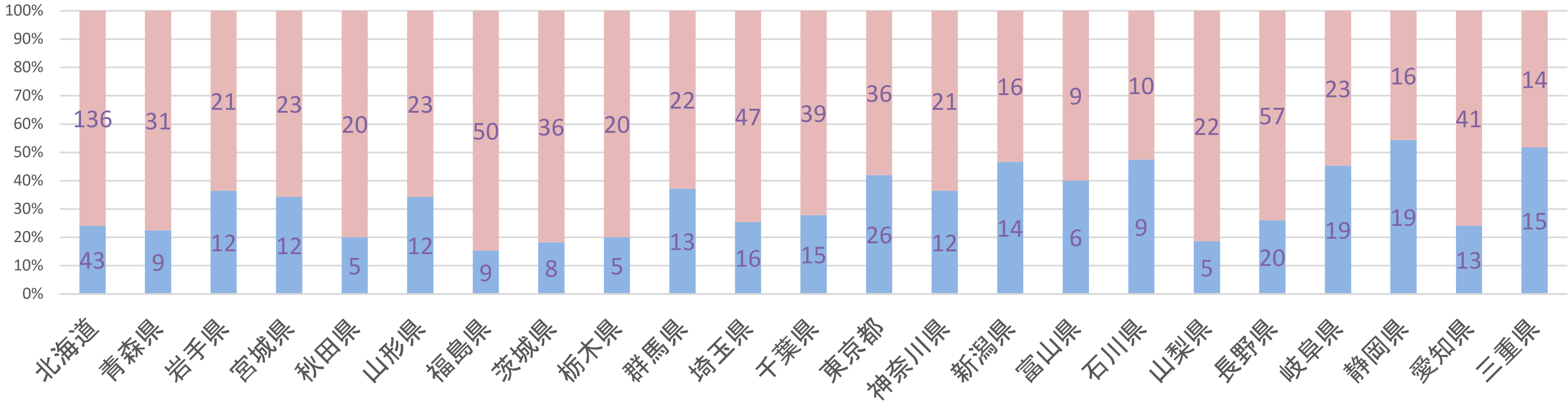

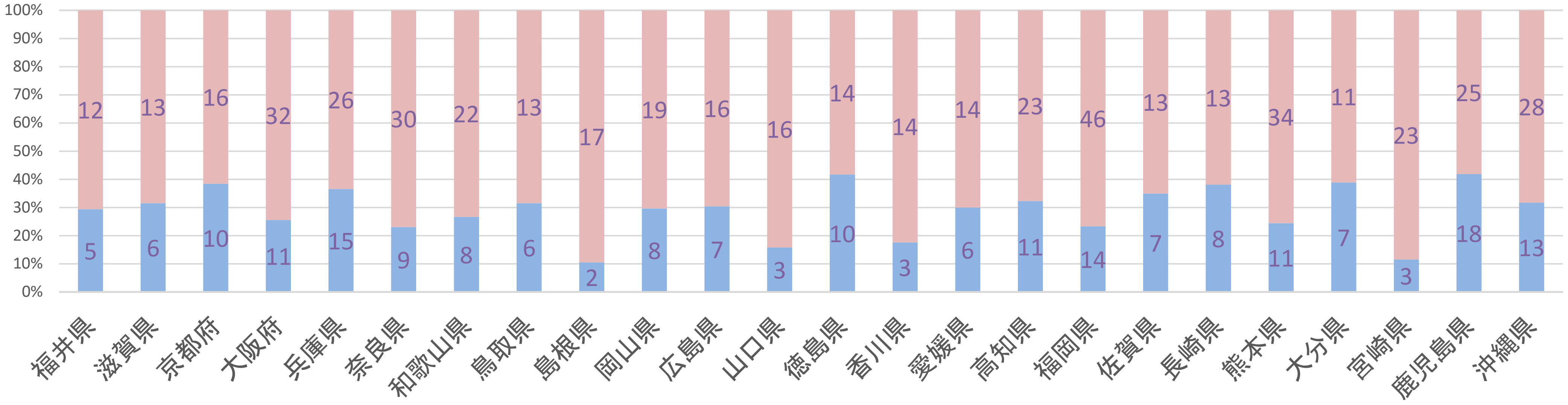

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）

市区町村による取組状況（工期１年未満工事での債務負担行為の活用）

都道府県別の市区町村による工期１年未満の工事での債務負担行為の設定の有無の状況

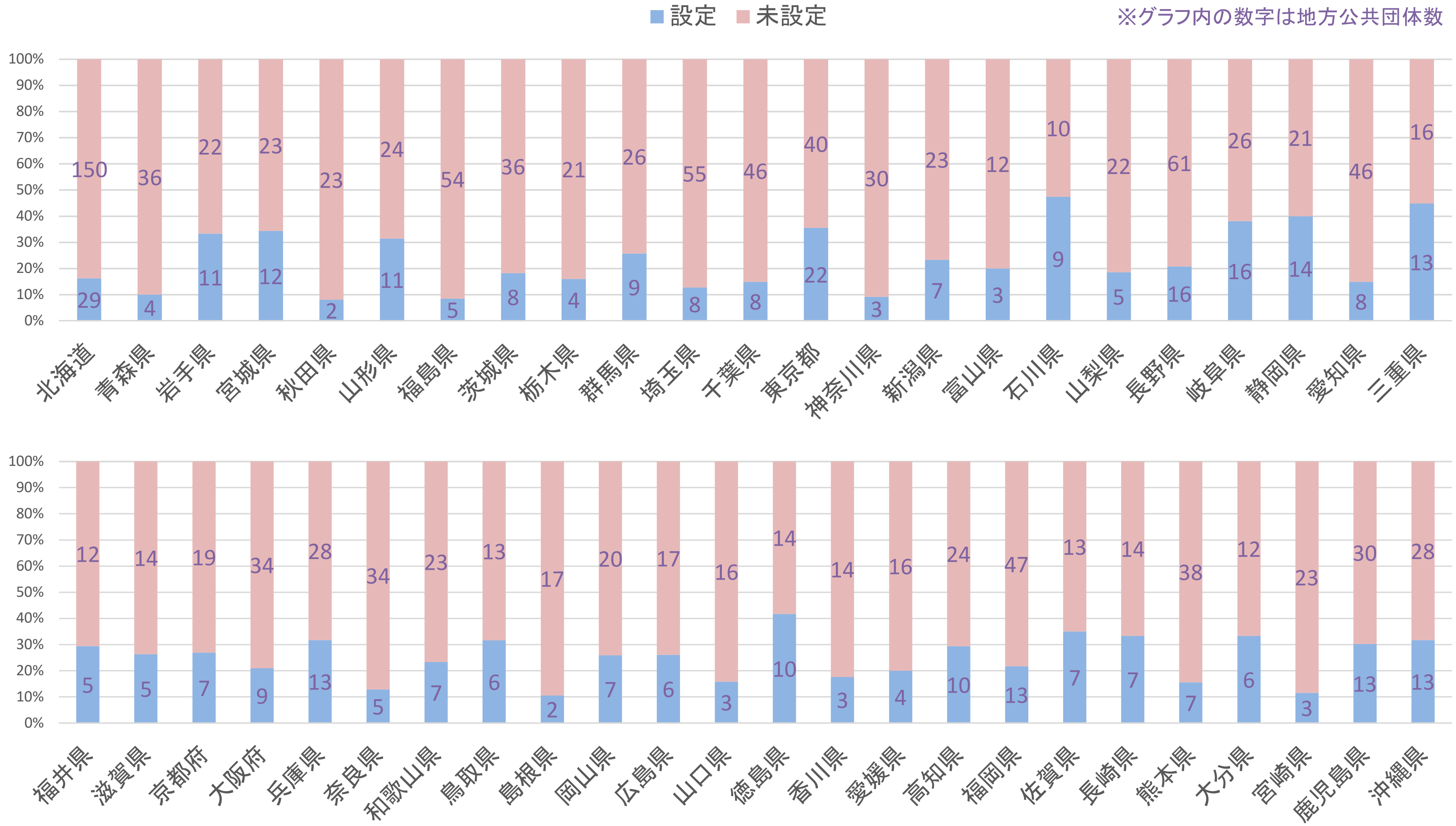

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）

市区町村による取組状況（ゼロ債務負担行為の活用）

都道府県別の市区町村によるゼロ債務負担行為の設定の有無の状況

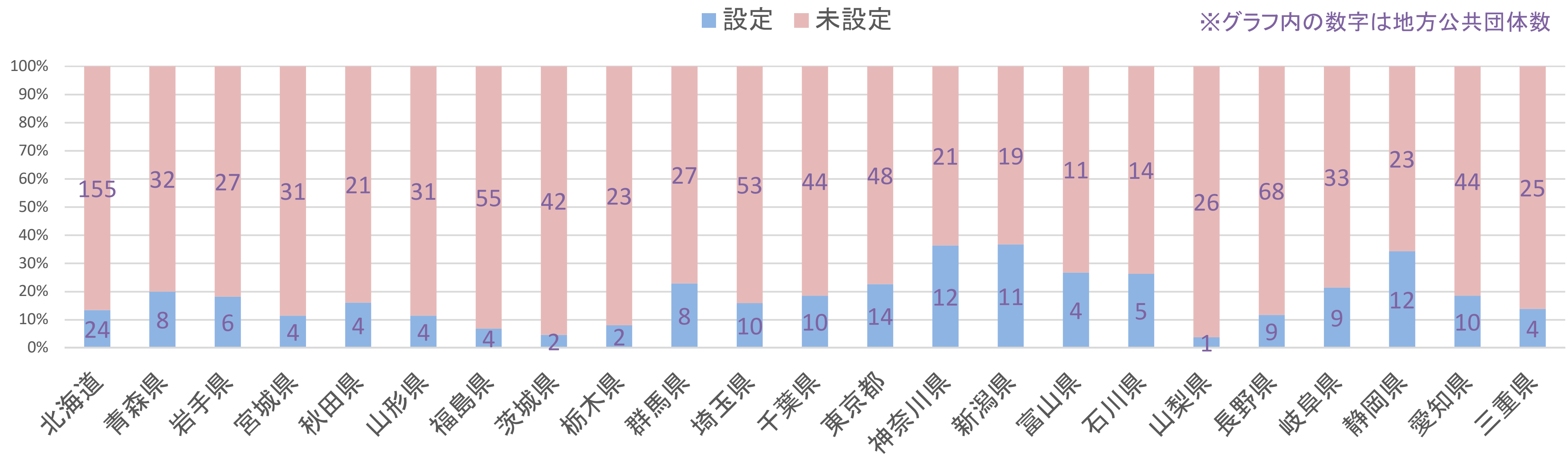

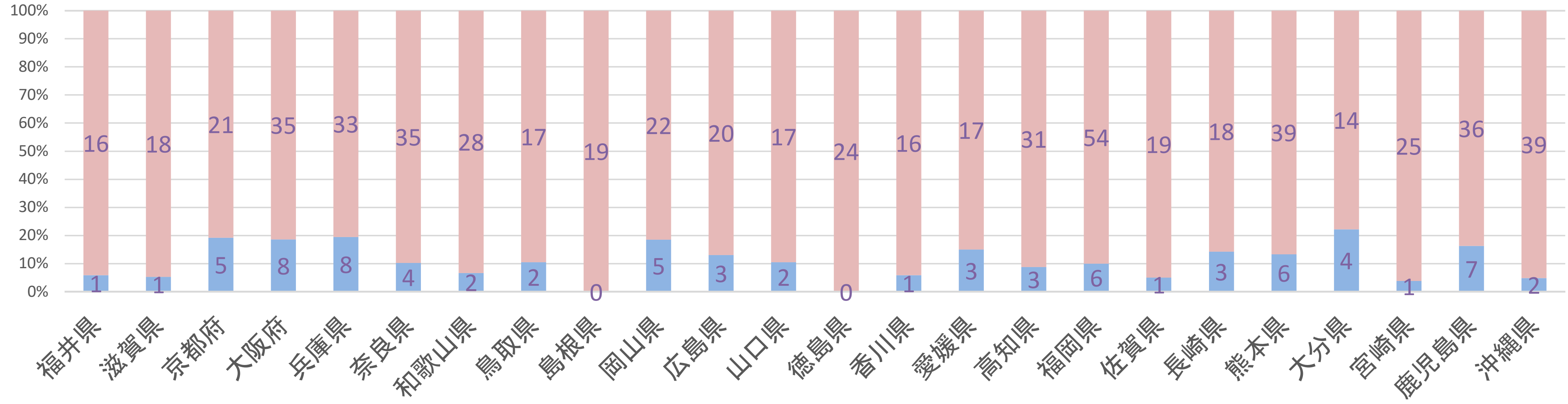

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）

都道府県別の市区町村による柔軟な工期設定の有無の状況

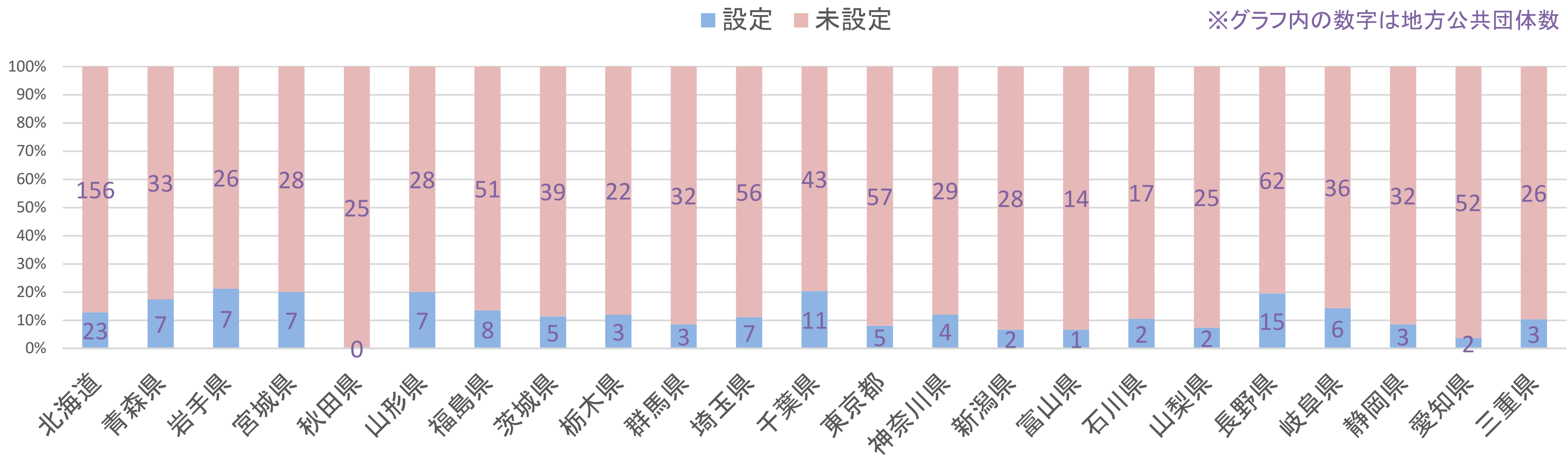

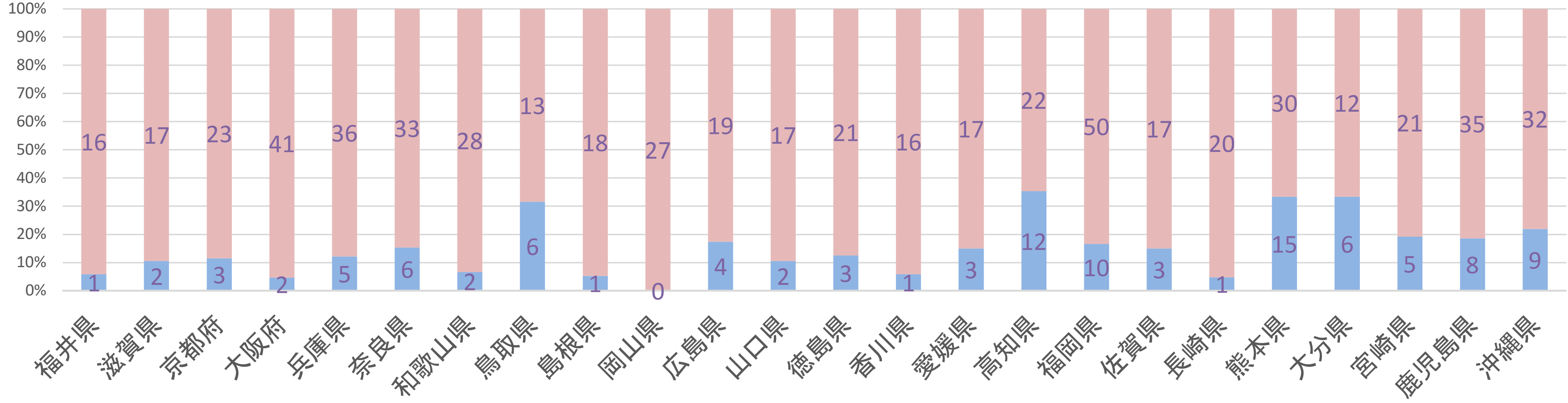

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）

市区町村による取組状況（速やかな繰越手続）

都道府県別の市区町村による速やかな繰越手続の実施の有無の状況

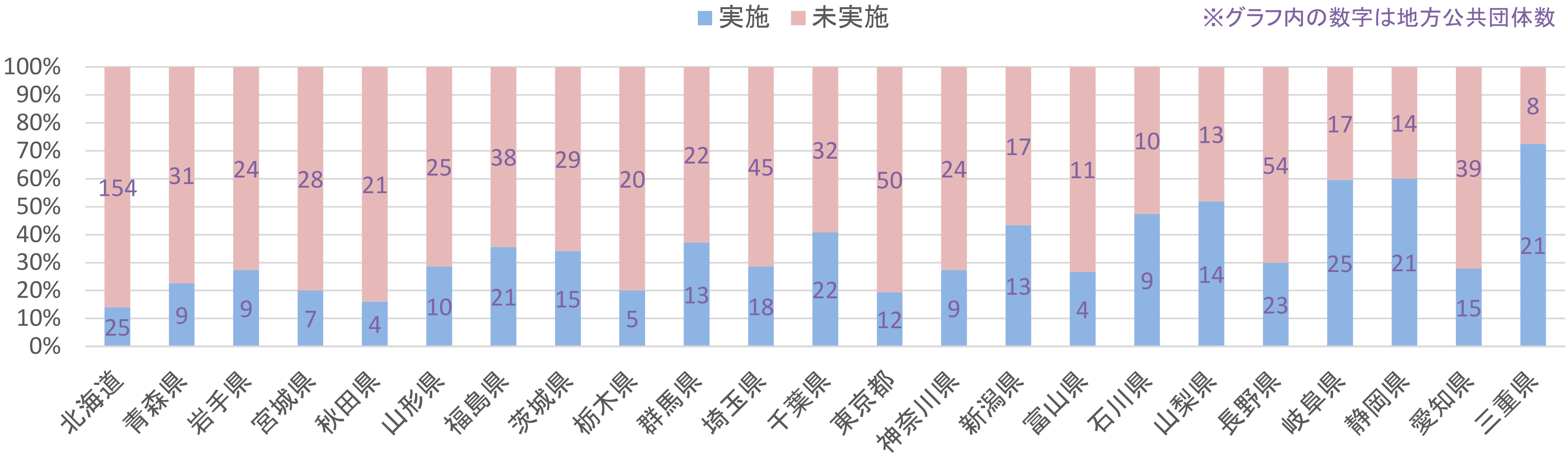

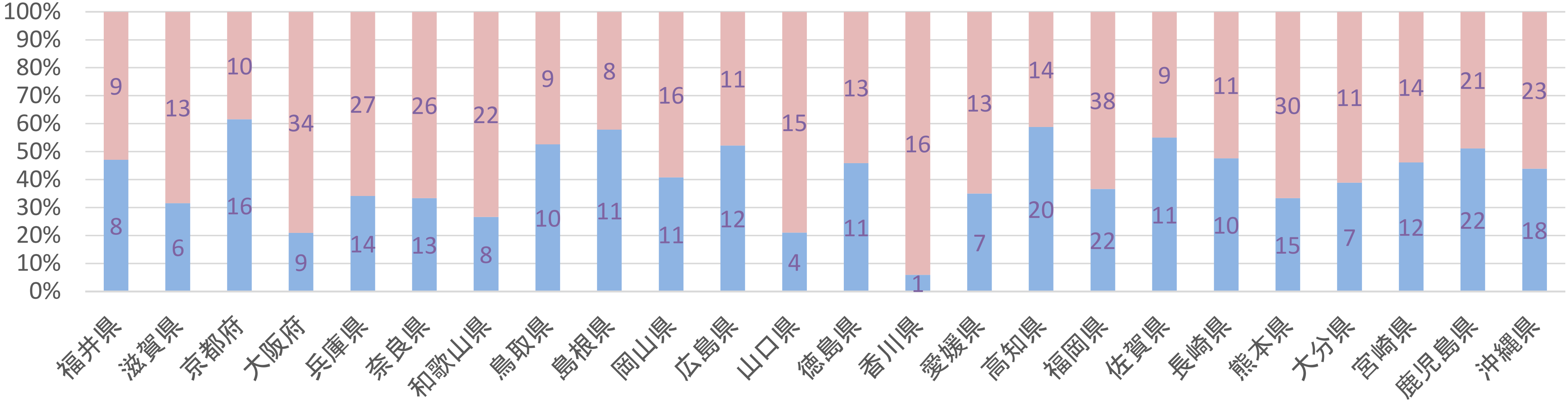

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

市区町村による取組状況（積算の前倒し）

都道府県別の市区町村による積算の前倒しの実施の有無の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

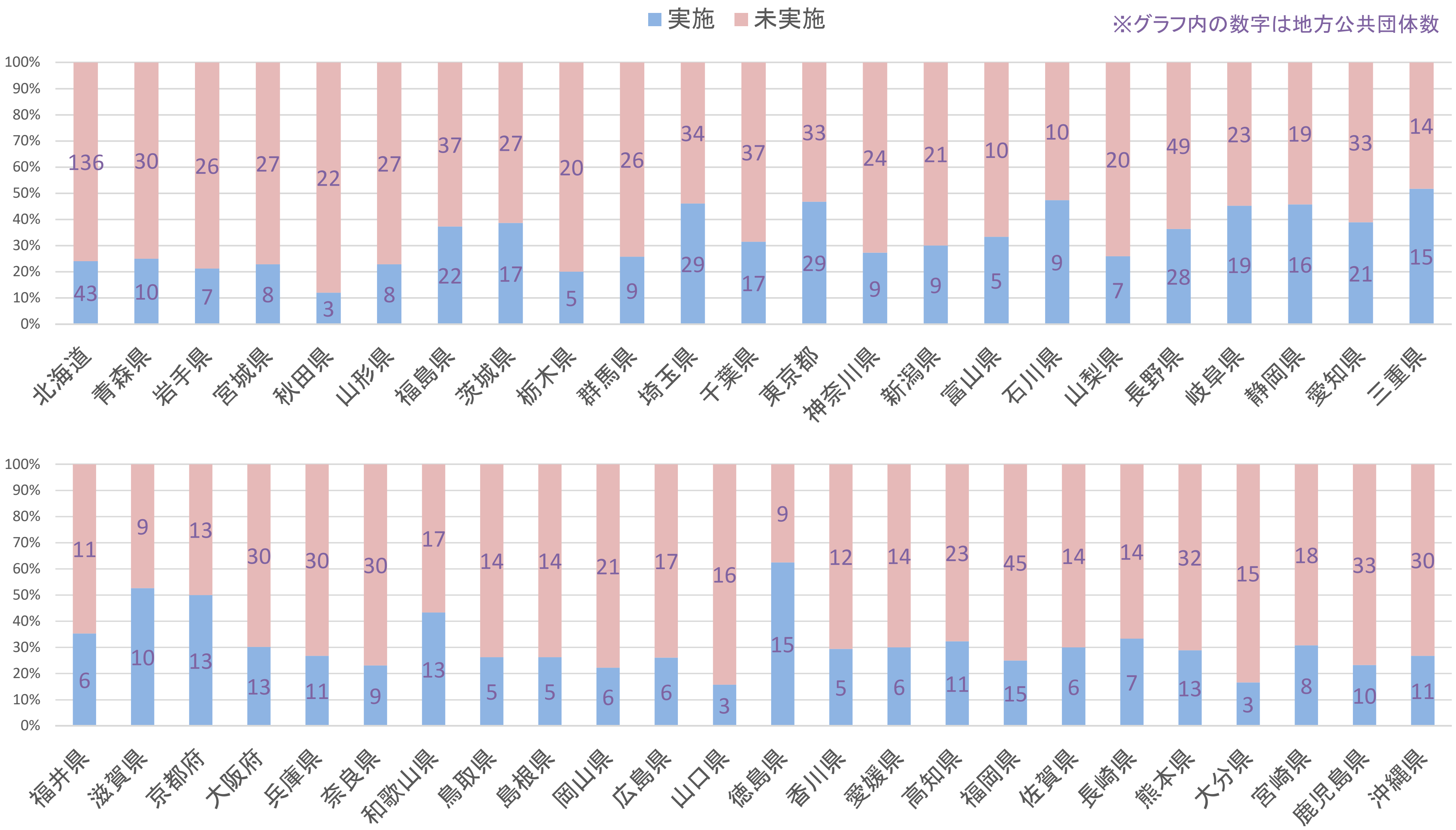

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）

市区町村による取組状況（早期執行のための目標設定・公表）

都道府県別の市区町村による早期執行のための目標設定・公表の実施の有無の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

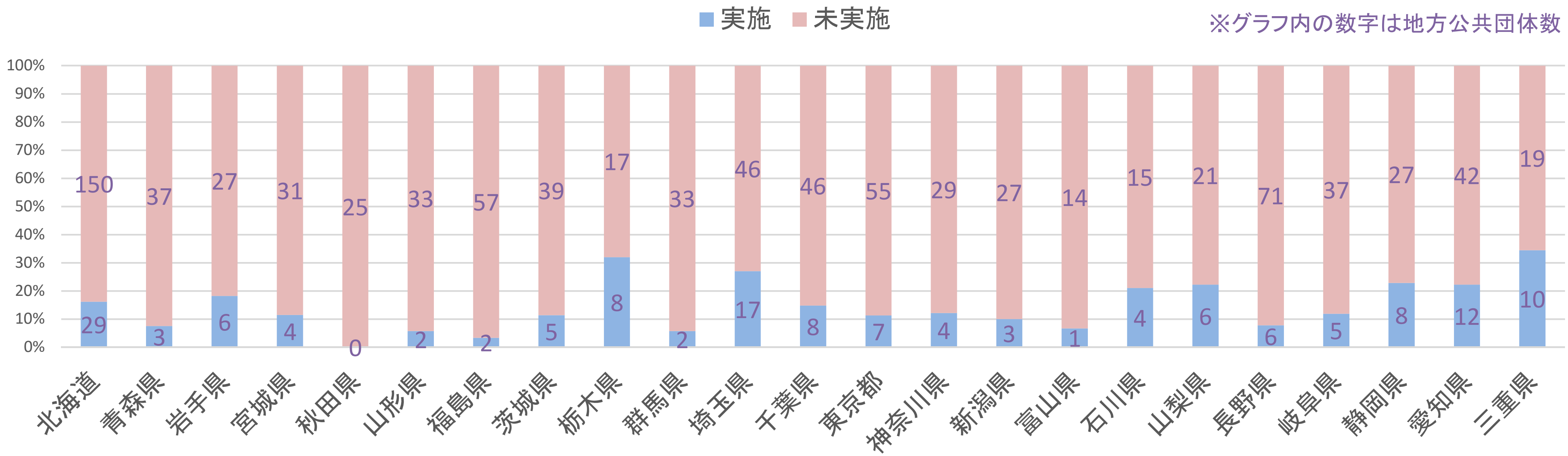

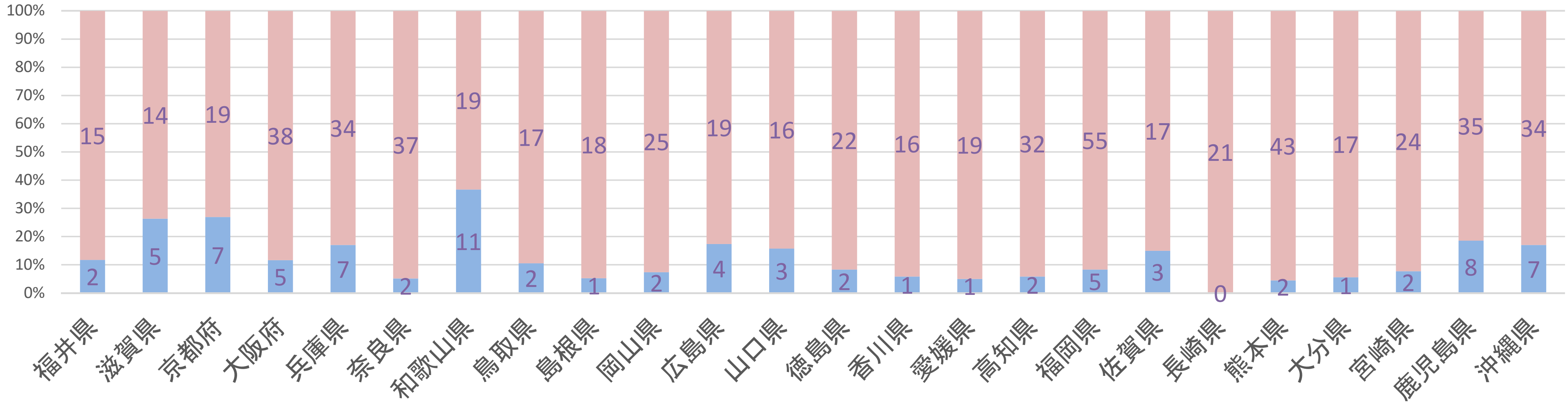

出典：令和元年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和元年11月１日時点）

平準化グラフ作成ツールの活用（愛川町の取組）

国土交通省

○今後予定される工事の平準化の取組を検討するため、予算執行計画書の作成に合わせ「平準化グラフ作成ツール」を活用。
○平準化グラフ作成ツールにより、平準化の現状を把握し、債務負担行為の活用等を含めた発注計画の立案や、予算要求に役立てる。
○愛川町ではこのツールを活用して、令和２年３月補正予算において初めてゼロ債務負担行為を設定した。

予算執行計画書（エクセルデータ）

所属	会計	予算科目							細々節名	事業概要	単位:千円		契約方法	入札･契約時期				工期(H30)												長期継続契約など				
		款	項	目	事大	事中	節	細			予算額	執行額						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H31	H32	H33	H34	H35
●●室	1	2	1	17	5	1	11	6	●●修繕料	●●交換	726		随契	2018	年	11	月								*	*	*	*						
●●室	1	2	1	17	5	1	13	1	●●保守点検委託料	●●の保守点検	1,002		随契	2018	年	4	月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*					
●●室	1	2	1	17	7	1	13	2	●●業務委託料	●●工事の監理	4,850		随契	2018	年	9	月						*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
●●室	1	2	1	17	7	1	15	1	●●更新工事	●●の工事	137,921		随契	2018	年	9	月						*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
●●課	1	2	1	13	1	1	11	1	●●消耗品	●●購入	856		その他	30	年	4	月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*					

※予算執行計画書に記載される各工事ごとに工期と契約金額をもとにして、毎月の工事の稼働件数や、稼働金額（月平均）をエクセルデータ化

平準化を意識した発注計画立案や現状把握に有効

予算執行計画書から平準化率の計算や、平準化グラフの作成が可能（発注規模に合わせて500万円以上、130万円以上の２パターンに対応）

平準化グラフ作成ツール

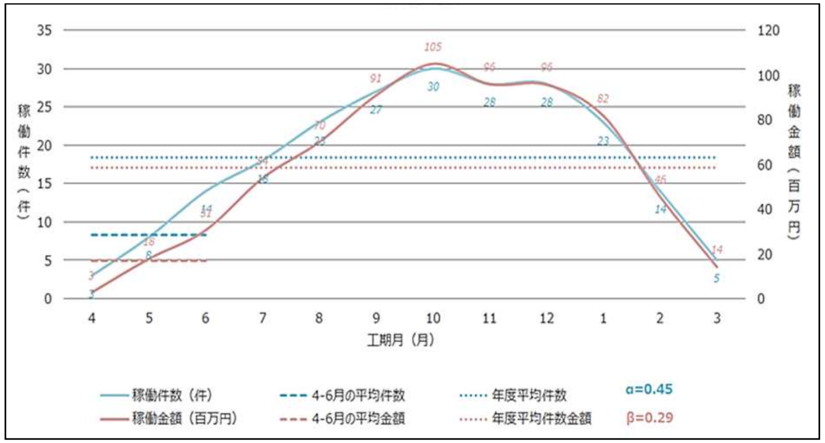

αとは、工事稼働件数の平準化率を表したもの
βとは、工事稼働金額の平準化率を表したもの

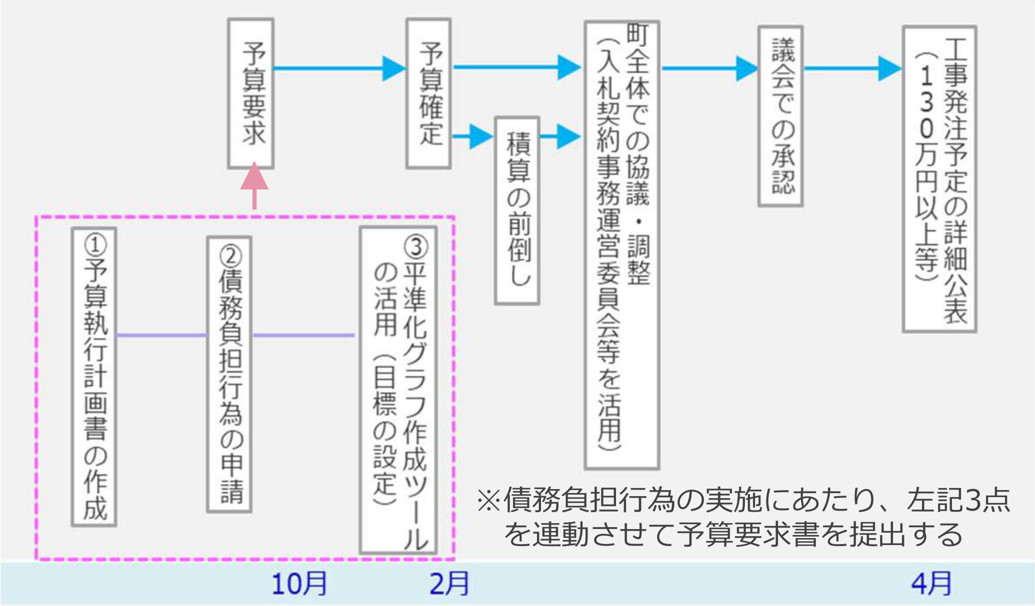

○平準化の現状・見込みを可視化することで、財政当局や議会の理解が得られやすい。

○平準化グラフ作成ツールの活用により、各課の発注を管理する意識が高まった。

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

国土交通省

改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

	現行規制	改正労働基準法（平成30年6月29日成立）
原則	≪労働基準法で法定≫ （１） １日８時間・１週間４０時間 （２） ３６協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 （３）災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法３３条）	≪同左≫
３６協定の限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ （１） ・原則、月４５時間 かつ 年３６０時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年６か月まで）（特別条項） （２） ・建設の事業は、（１）の適用を除外	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ （１） ・原則、月４５時間 かつ 年３６０時間 ・・・第36条第4項 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年７２０時間（月平均６０時間） ・・・第36条第5項 ② 年７２０時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. ２～６ヶ月の平均でいずれも８０時間以内（休日出勤を含む） ・・・第36条第5項第3号 b. 単月１００時間未満（休日出勤を含む） ・・・第36条第6項第2号 c. 原則（月４５時間）を上回る月は年６回を上限 ・・・第36条第5項 （２）建設業の取り扱い ・施行後５年間 現行制度を適用 ・・・第139条第2項 ・施行後５年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記（１)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 **･･･第139条第1項** ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧･復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- ○ 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- ○ 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- ○ 技術者･技能労働者の確保･育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- ○ 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

建設業就業者の現状

国土交通省

技能者等の推移

〇建設業就業者： 685万人（H9） → 498万人（H22） → 503万人（H30）
〇技術者　　　： 41万人（H9） → 31万人（H22） → 33万人（H30）
〇技能者　　　： 455万人（H9） → 331万人（H22） → 328万人（H30）

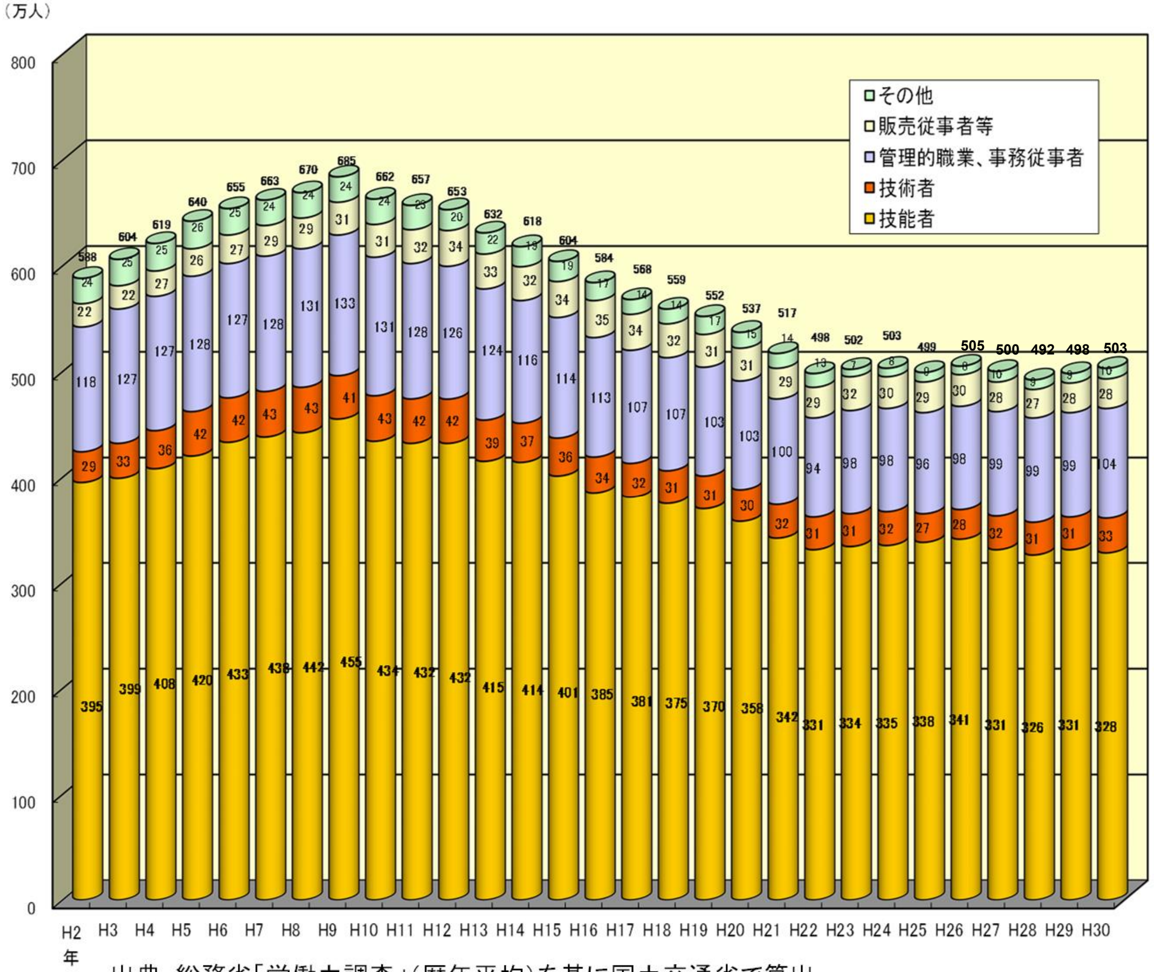

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

建設業就業者の高齢化の進行

〇 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。

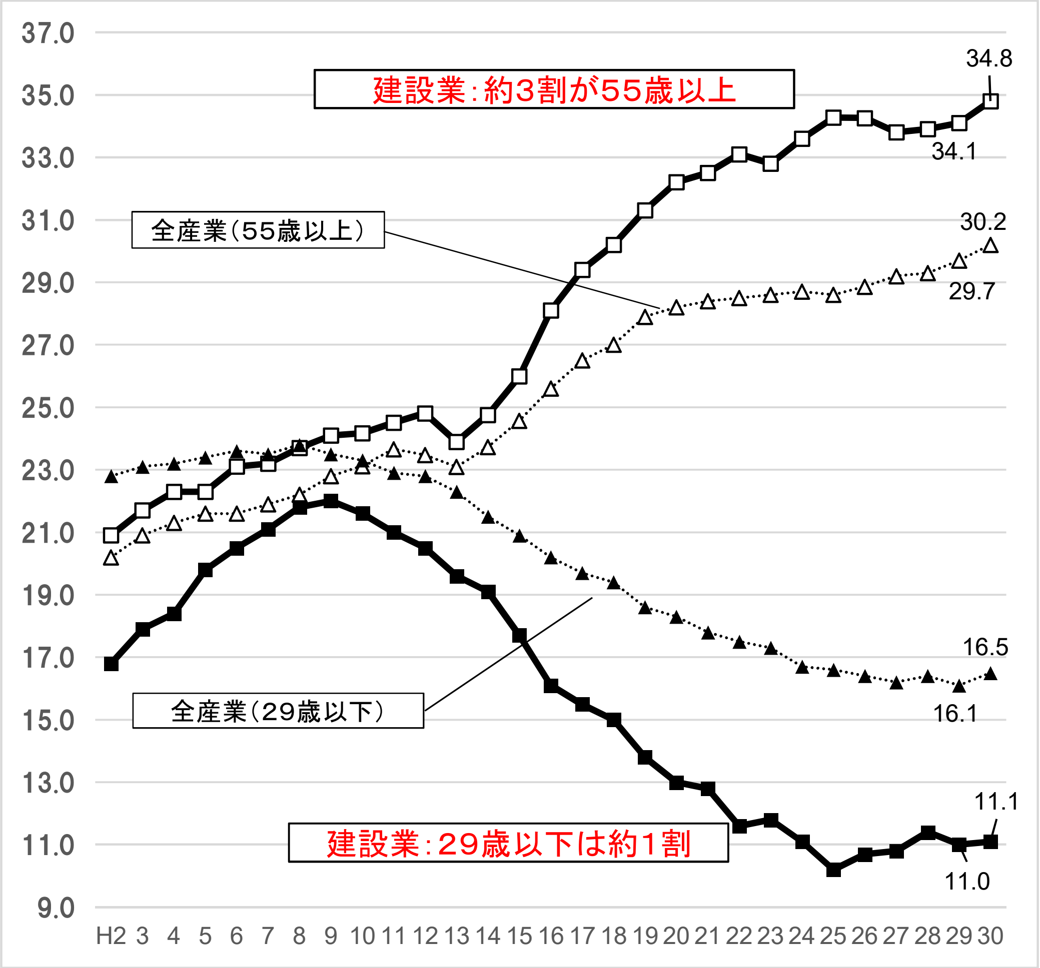

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約４分の１を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれます。
○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題です。

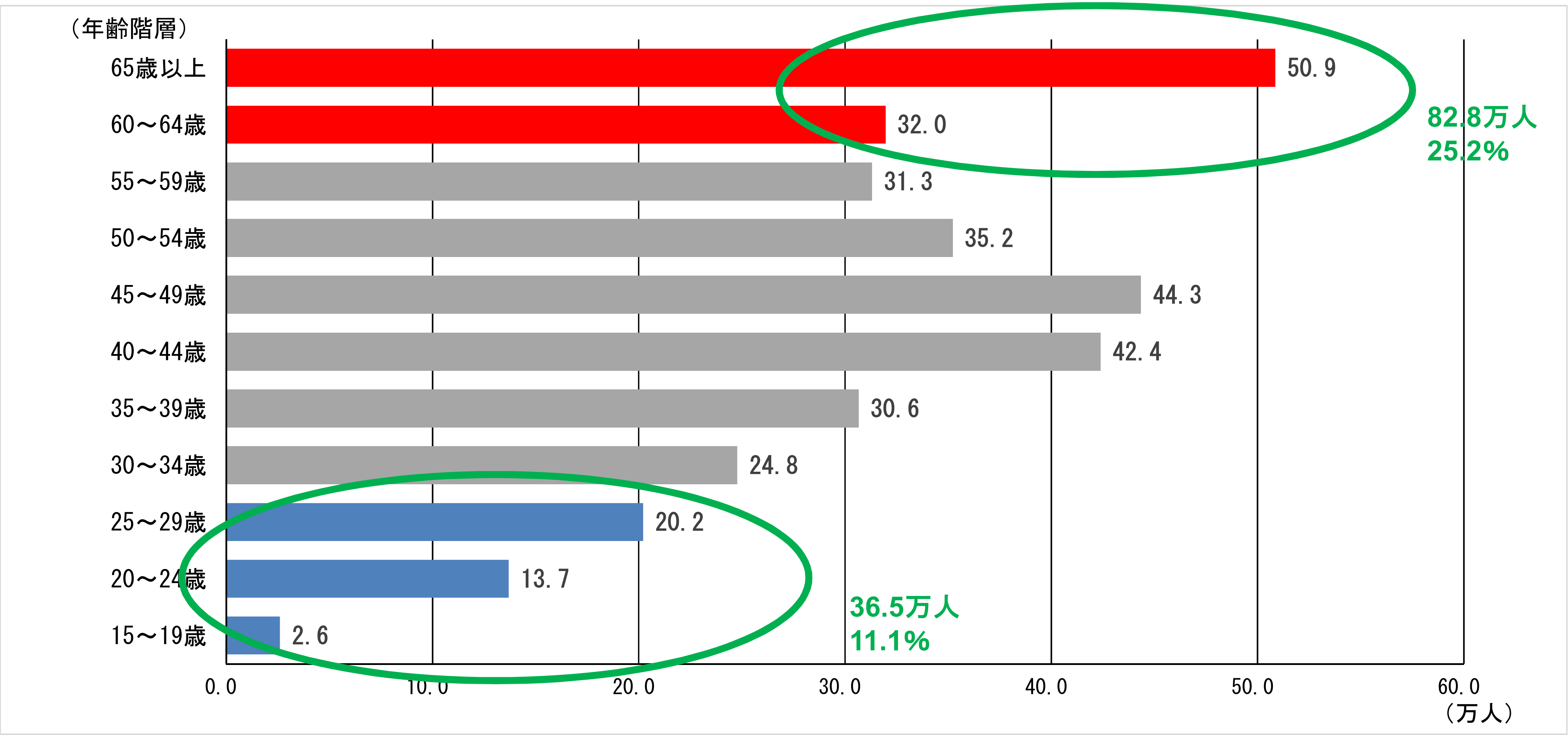

出所：総務省「労働力調査」（H30年平均）をもとに国土交通省で推計

年齢階層別の賃金水準

○製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳です。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性があります。

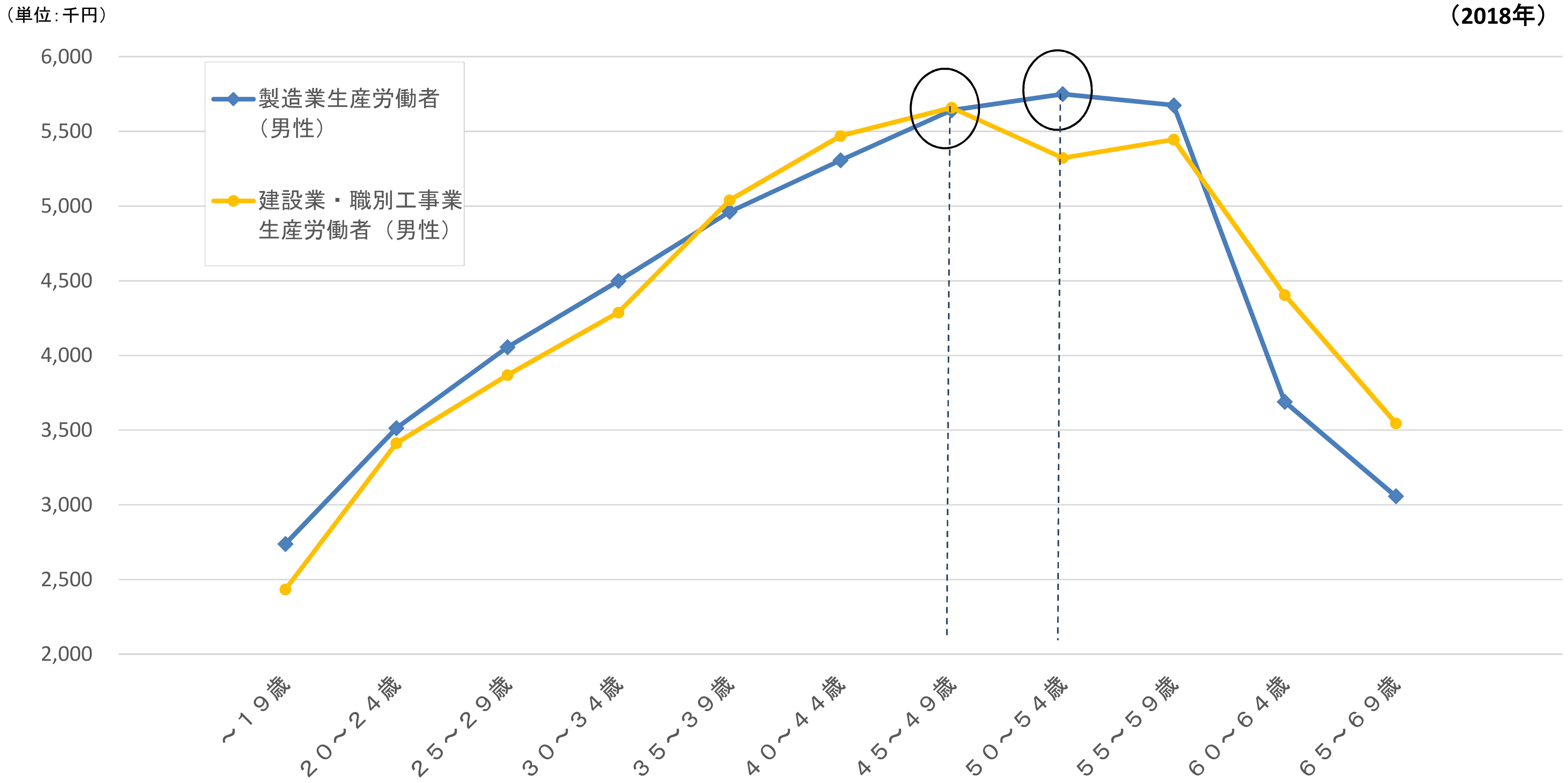

出典：平成30年賃金構造基本統計調査

実労働時間及び出勤日数の推移 （建設業と他産業の比較）

○年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約２割）長い状況です。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）で、大幅な改善は見られません。

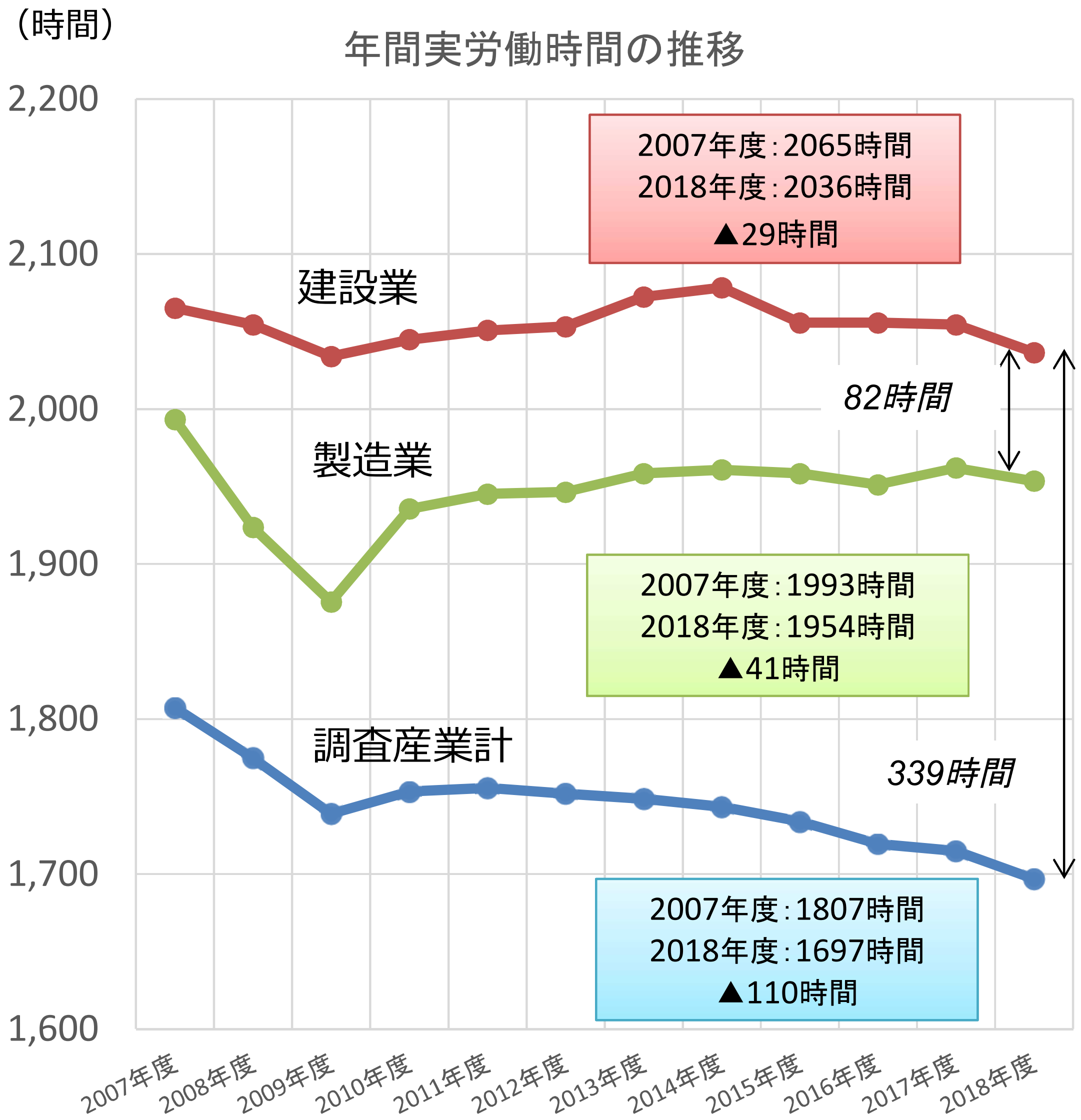

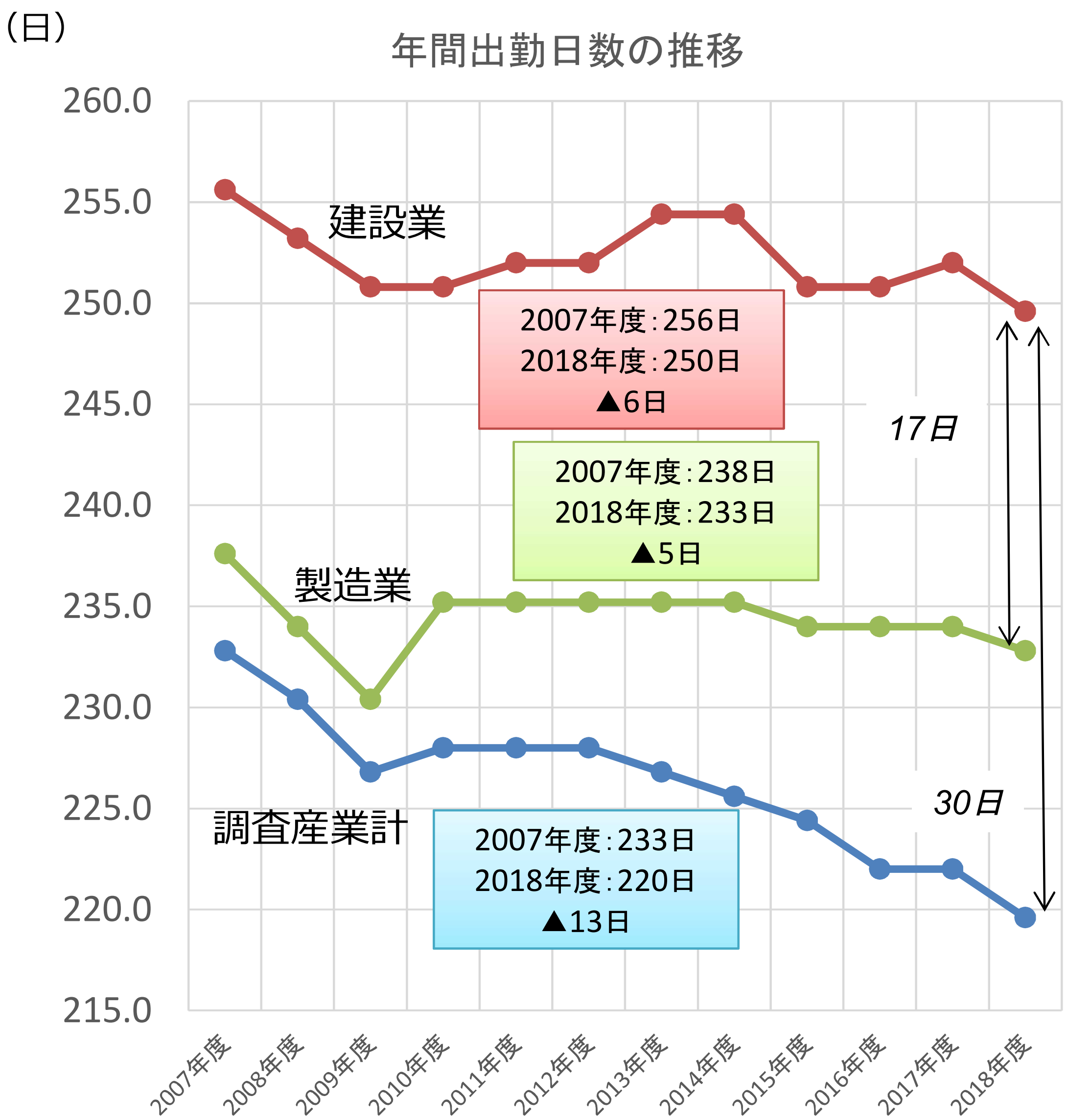

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における技術者の休日の状況

○　建設工事全体では、技術者の約４割が４週４休以下で就業している状況です。
○　４週８休は１割程度に留まっており、休暇の取得が課題となっています。

【建設業における休日の状況】

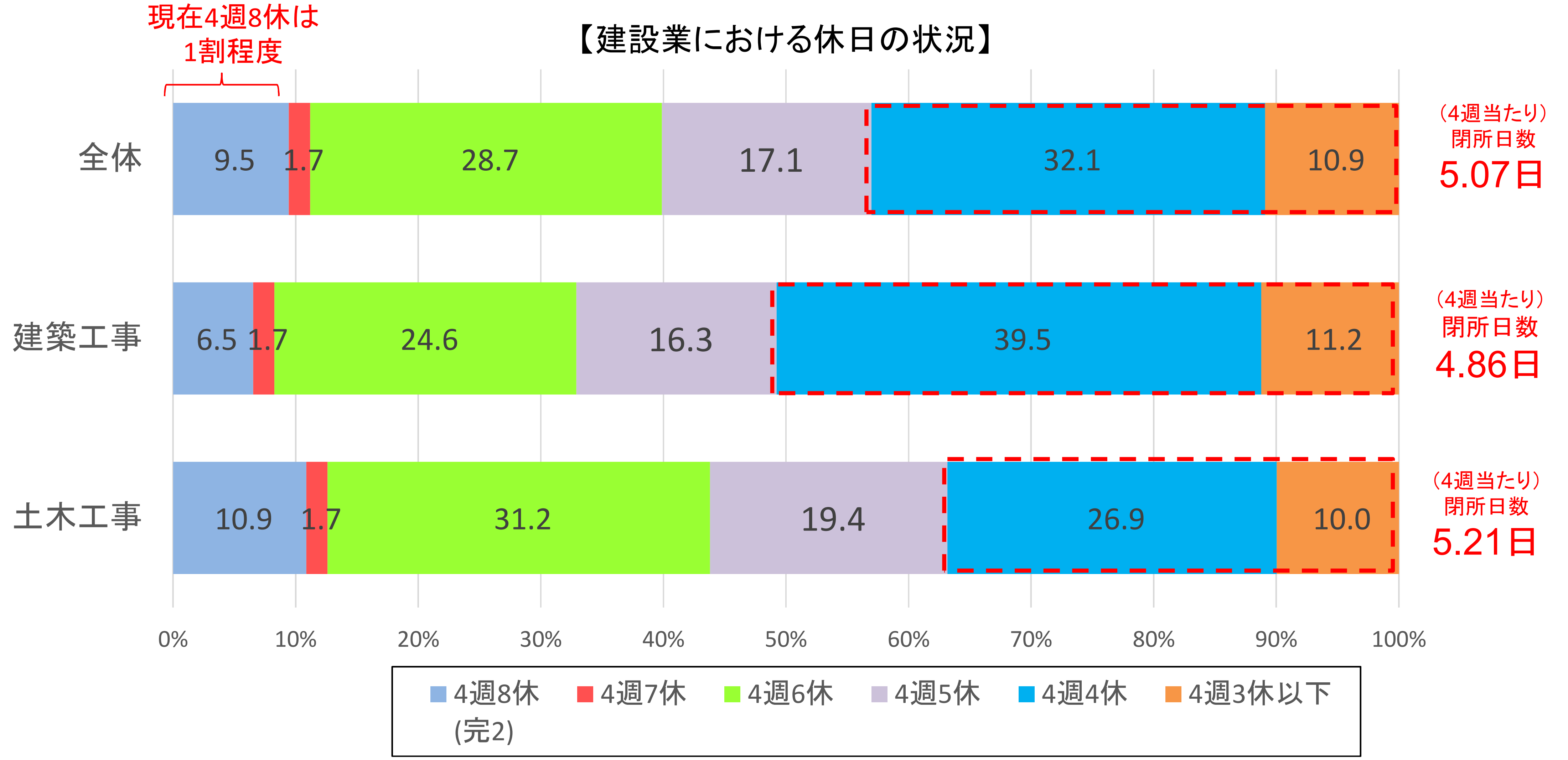

【注】
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2018時短アンケート」を基に作成

新・担い手３法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

国土交通省

平成26年に、公共工事品確法と建設業法･入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手３法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、５年間の成果をさらに充実する新・担い手３法改正を検討

担い手３法施行(H26)後５年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正　～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～　＜議員立法※＞

働き方改革の推進

○発注者の責務
- 適正な工期設定 （休日、準備期間等を考慮）
- **施工時期の平準化 （債務負担行為や繰越明許費の活用等）**
- 適切な設計変更
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務
- 適正な請負代金･工期での下請契約締結

生産性向上への取組

○発注者･受注者の責務
- 情報通信技術の活用等による生産性向上

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○発注者の責務
- 緊急性に応じた随意契約･指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査･設計の品質確保
- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者･受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正　～建設工事や建設業に関する具体的なルール～　＜政府提出法案＞

働き方改革の推進

○工期の適正化
- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- **公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞**

○現場の処遇改善
- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化
- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加
- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

施工時期の平準化の推進①（品確法第７条）

【品確法】（発注者の責務として位置づけ）

・発注者の責務として、施工時期の平準化を図るため、繰越明許費・（国庫）債務負担行為の活用や中長期的な公共工事等の発注見通しの作成・公表を明示

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（発注者等の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一～四　（略）

五　地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六～九　（略）

２～５　（略）

【入契法】（入札契約適正化指針に従った取組の責務、要請）

・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の記載事項に平準化に関する事項を追加

・適正化指針に従った取組状況について報告を求め、公表

・取組を促進するため総務省と連名で自治体に対して要請

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）

（適正化指針の策定等）

第十七条　（略）

２　適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四　（略）

五　公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。

六・七　（略）

３～７　（略）

（適正化指針に基づく責務）

第十八条

各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（措置の状況の公表）

第十九条　（略）

２　国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

３　国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前２項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（要請）

第二十条　（略）

２　国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

施工時期の平準化に向けた地方公共団体への要請

○改正入契法の施行（令和元年９月１日）、改正入契法適正化指針の告示（令和元年１０月２１日）に合わせて、総務省と連名で通知を発出し、各地方公共団体において、施工時期の平準化を進めるよう要請しました。

入契法適正化指針（令和元年１０月１８日閣議決定）（抜粋）

　公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで**公共工事に従事する者の処遇改善**や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による**建設業者の経営の健全化**等に寄与し、ひいては**公共工事の品質確保**につながるものである。
　このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が１年以上の公共工事のみならず**工期が１年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用**による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時期の平準化を図るものとする。

①債務負担行為の活用
②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）
③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）
④積算の前倒し
⑤早期執行のための目標設定

入契法適正化指針施行通知（令和元年１０月２１日発出）（抜粋）

　各地方公共団体におかれては、**財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下**、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために**必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組**を進めること。
　なお、今後、施工時期の平準化については、**各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗状況及び施策の取組状況について適時調査を行い、他の団体と比較できるよう公表**するとともに、**取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施**するなど、平準化に向けて積極的な取組を促進することとしているので留意されたい。